

(案)

## 添加物評価書

# グルコン酸亜鉛

(第二版)

2014年78月

食品安全委員会添加物専門調査会

## 目次

	頁
<審議の経緯> .....	2
<食品安全委員会委員名簿> .....	2
<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿> .....	3
要 約 .....	4
I. 評価対象品目の概要 .....	5
1. 用途.....	5
2. 主成分の名称 .....	5
3. 分子式及び構造式 .....	5
4. 分子量 .....	5
5. 性状等 .....	5
6. 起源又は発見の経緯等 .....	5
7. 我が国及び諸外国における使用状況 .....	7
(1) 我が国における使用状況.....	7
(2) 諸外国における使用状況.....	7
8. 国際機関等における評価 .....	7
(1) 添加物としての評価.....	7
(2) 亜鉛の耐受上限量 (UL) 等について.....	8
(3) その他.....	9
9. 評価要請の経緯 .....	9
II. 安全性に係る知見の概要 .....	11
1. 体内動態 .....	12
2. 毒性.....	14
(1) 遺伝毒性 .....	15
(2) 急性毒性 .....	19
(3) 反復投与毒性 .....	21
(4) 発がん性 .....	27
(5) 生殖発生毒性 .....	30
(6) ヒトにおける知見 .....	35
III. 一日摂取量の推計等 .....	45
1. 一般のヒトの亜鉛の一日摂取量 .....	45
2. 病院食の代替として摂取される総合栄養食品に由来する亜鉛の一日摂取量 .....	46
VI. 食品健康影響評価 .....	47
<別紙1：略称> .....	50
<参照> .....	51

1 <審議の経緯>

2 第1版（使用基準改正に係る食品健康影響評価）

- 3 2003年12月2日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価に  
4 ついて要請（厚生労働省発食安第1202004号）、関係書類  
5 の接受  
6 2003年12月11日 第23回食品安全委員会（要請事項説明）  
7 2004年3月3日 第5回添加物専門調査会  
8 2004年4月1日 第39回食品安全委員会（報告）  
9 2004年4月1日から2004年4月28日まで 国民からの御意見・情報の募集  
10 2004年5月20日 添加物専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告  
11 2004年5月27日 第46回食品安全委員会（報告）  
12 （同日付け厚生労働大臣に通知）  
13 2004年12月24日 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成16  
14 年厚生労働省告示第449号）公布、施行  
15

16 第2版（添加物の使用基準改正に係る食品健康影響評価に伴う改訂）

- 17 2014年4月17日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価に  
18 ついて要請（厚生労働省発食安0415第1号）、関係書類の  
19 接受  
20 2014年4月22日 第512回食品安全委員会（要請事項説明）  
21 2014年5月22日 第130回添加物専門調査会  
22 2014年6月30日 第131回添加物専門調査会  
23 2014年7月24日 第132回添加物専門調査会  
24 2014年8月21日 第133回添加物専門調査会  
25

26 <食品安全委員会委員名簿>

（2006年6月30日まで）

寺田 雅昭（委員長）  
寺尾 允男（委員長代理）  
小泉 直子  
坂本 元子  
中村 靖彦  
本間 清一  
見上 彪

（2012年7月1日から）

熊谷 進（委員長）  
佐藤 洋（委員長代理）  
山添 康（委員長代理）  
三森 国敏（委員長代理）  
上安平 冽子  
石井 克枝  
村田 容常

27

28

1 <食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>

(2005年9月30日まで)

福島 昭治 (座長)  
山添 康 (座長代理)  
井上 和秀  
今井田 克己  
江馬 眞  
大野 泰雄  
西川 秋佳  
林 眞  
三森 国敏  
吉池 信男

(2013年10月1日から)

梅村 隆志 (座長)  
頭金 正博 (座長代理)  
穂山 浩  
今井田 克己  
宇佐見 誠  
石井 邦雄  
石塚 真由美  
伊藤 清美  
久保田 紀久枝  
祖父江 友孝  
高橋 智  
塚本 徹哉  
戸塚 ゆ加里  
中江 大  
北條 仁  
森田 明美  
山田 雅巳

<参考人>

高須 伸二

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9

## 要 約

栄養強化剤として使用される添加物「グルコン酸亜鉛」(CAS登録番号 82139-35-3 (グルコン酸亜鉛無水物として)) について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、グルコン酸亜鉛等を被験物質とした遺伝毒性、急性毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、ヒトにおける知見等に関するものである。

1 I. 評価対象品目の概要

2

久保田専門委員、穉山専門委員：  
この案で問題ありません。

3

4 1. 用途

5 栄養強化剤（亜鉛として）（参照 1、2）【委員会資料、本体】

6

7 2. 主成分の名称

8 和名：グルコン酸亜鉛

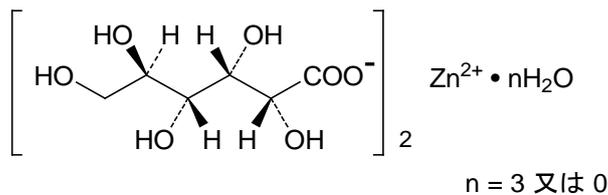
9 英名：Zinc Gluconate

10 CAS 登録番号：4468-02-4（グルコン酸亜鉛無水物として）（参照 3）【5】

11

12 3. 分子式及び構造式

13  $C_{12}H_{22}O_{14}Zn \cdot nH_2O$ （ $n=3$  又は  $0$ ）（参照）【5】



14

15 4. 分子量

16 (1) グルコン酸亜鉛 3 水和物

17 509.75（参照 4）【5】

18

19 (2) グルコン酸亜鉛無水物

20 455.70（参照 4）【5】

21

22 5. 性状等

23 我が国において現在使用が認められている添加物「グルコン酸亜鉛」の成分  
24 規格において、含量として、「本品は、無水物換算したものは、グルコン酸亜  
25 鉛（ $C_{12}H_{22}O_{14}Zn$ ）97.0~102.0 %を含む。」、性状として、「本品は、白色の  
26 結晶性の粉末又は粒である。」とされている。本品目の規格基準の改正を要請  
27 した者（以下「規格基準改正要請者」という。）による今般の成分規格改正案  
28 における含量及び性状の規定は、以上の現行規定から変更されていない。（参  
29 照 4）【5】

30

31 6. 起源又は発見の経緯等

32 亜鉛は、亜鉛含有酵素（DNA ポリメラーゼ、RNA ポリメラーゼ、アルコー

ル脱水素酵素等) などの構成成分として、種々の生理機能に重要な役割を果たしている。欠乏症としては、皮膚炎や味覚障害等が知られている。(参照 5) 【18】

Maret (2013) の報告によれば、亜鉛は様々な酵素の補因子となり、また、Zinc Finger たん白質の構成成分として生体内因子との相互作用に関与しているとされている。(参照 6) 【追加 20】

Haase ら (2008) の報告によれば、亜鉛の補給によって、複数の疾患の治療に寄与するという報告が複数認められているとされている。Plum (2010) の報告によれば、亜鉛の欠乏、あるいは過剰によって複数の疾患が認められているとされている。(参照 7、8) 【追加 1、追加 2】

「日本人の食事摂取基準 (2015 年版) 策定検討会」報告書によれば、亜鉛の推定平均必要量、推奨量、目安量について、表 1 のとおりとされている。(参照 9) 【60】

表 1 亜鉛の推定平均**摂取必要量**、推奨量、目安量 (mg/人/日)

性別	男性			女性		
	推定平均必要量	推奨量	目安量	推定平均必要量	推奨量	目安量
0～5 (月)	-	-	2	-	-	2
6～11 (月)	-	-	3	-	-	3
1～2 (歳)	3	3	-	3	3	-
3～5 (歳)	3	4	-	3	4	-
6～7 (歳)	4	5	-	4	5	-
8～9 (歳)	5	6	-	5	5	-
10～11 (歳)	6	7	-	6	7	-
12～14 (歳)	8	9	-	7	8	-
15～17 (歳)	9	10	-	6	8	-
18～29 (歳)	8	10	-	6	8	-
30～49 (歳)	8	10	-	6	8	-
50～69 (歳)	8	10	-	6	8	-
70 以上 (歳)	8	9	-	6	7	-
妊婦 (付加量)				+1	+2	-
授乳婦 (付加量)				+3	+3	-

## 7. 我が国及び諸外国における使用状況

### (1) 我が国における使用状況

グルコン酸亜鉛は、人工栄養児の亜鉛強化の目的で、1983年に食品添加物として指定された。(参照 10)【第一版1】

2004年12月の使用基準改正により、使用基準は「グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含むしないように使用しなければならない。グルコン酸亜鉛は、保健機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。」とされている。(参照1)

【委員会資料】

### (2) 諸外国における使用状況

#### ① 米国における使用状況

米国では、添加物「グルコン酸亜鉛」は一般に安全と認められる物質(GRAS物質)として取り扱われ、栄養強化剤として、サプリメント類、あめ類、飲料等に用いられており、使用量の制限は設定されていない。(参照 11)【第一版2】

#### ② EUにおける使用状況

欧州連合(EU)では、グルコン酸亜鉛等の栄養強化剤は、添加物ではなく、食品成分扱いとなっており、調製乳についてのみ使用量の制限があり、その他の食品への使用量は制限されていない。(参照 12、13)【第一版3、4】

## 8. 国際機関等における評価

### (1) 添加物としての評価

#### ① 我が国における評価

2003年12月に厚生労働省から食品安全委員会に食品安全基本法に基づく食品健康影響評価の依頼がなされ、2004年5月、食品安全委員会は、「グルコン酸亜鉛の許容上限摂取量(UL)を亜鉛として30mg/ヒト/日と設定する。なお、今回評価を行ったULは成人を対象としたものであり、乳幼児～小児が過剰に亜鉛を摂取することがないように、適切な注意喚起が行わ

れるべきである。」と食品健康影響評価を取りまとめている。(参照 14)  
【2】

## ② JECFA における評価

### a. 亜鉛（汚染物質を含む）の評価

1982 年の第 26 回会合において、FAO/WHO 合同食品添加物専門家  
会議（JECFA）は、亜鉛の安全性について評価し、硫酸亜鉛 600 mg/日  
（亜鉛として 200 mg/日）を数か月間摂取する臨床試験で有害事象が認  
められなかったことを基に、最大耐容一日摂取量（MTDI）を暫定的に  
0.3～1.0 mg/kg 体重/日としている。(参照 15、16) 【第一版 5、6】

### b. グルコン酸塩類の評価

1998 年の第 51 回会合において、JECFA は、グルコン酸塩類（グル  
コノデルタラクトン、グルコン酸カルシウム、グルコン酸マグネシウム、  
グルコン酸カリウム及びグルコン酸ナトリウム）について評価し、「グ  
ループ ADI を特定しない（Group ADI “not specified”）」としている。  
(参照 17) 【第一版 7】

## ③ 米国における評価

1978 年、米国実験生物学会連合（FASEB）は、添加物「グルコン酸亜  
鉛」を含むグルコン酸塩類<sup>1)</sup>について、「現在又は今後想定される摂取量  
でヒトに有害影響を示す合理的な根拠はない」としている。(参照 18) 【11】

## (2) 亜鉛の耐容上限量（UL）等について

### ① 厚生労働省における評価

2014 年、「日本人の食事摂取基準（2015 年）策定検討会」報告書は、亜  
鉛の UL について、有害事象が認められた臨床試験における亜鉛サプリー  
メントの摂取量（50 mg/人/日）と食事由来の亜鉛摂取量の平均値（10 mg/  
人/日）と合わせた 60 mg/人/日を亜鉛のヒトにおける LOAEL とし、この  
LOAEL を不確実性係数 1.5 と被験者の参照体重 61 kg（アメリカ・カナダ  
の 19～30 歳女性の体重）で除した 0.66 mg/kg 体重/日（35～45 mg/人/日、  
年齢、性別によって異なる）としている。小児、乳児、妊婦、授乳婦は十  
分な情報がないため UL の設定を見合わせている。(参照 9) 【60】

### ② IOM/FNB における評価

2001 年、米国医学研究所/食品栄養委員会（IOM/FNB）は、臨床試験で

<sup>1</sup> グルコン酸ナトリウム、グルコン酸カリウム、グルコン酸マグネシウム、グルコン酸亜鉛の評価が実施され  
ている。

1 有害事象が認められた亜鉛の摂取量 50 mg/人/日と食事由来の 10 mg/人/  
2 日の合算により亜鉛の LOAEL を 60 mg/人/日とし、不確実係数を 1.5 と  
3 して UL を 40 mg/人/日としている。なお、乳児における亜鉛の NOAEL  
4 (4.5 mg/人/日) を基に、亜鉛の乳児・小児 (0 か月～18 歳) における UL  
5 を 4～34 mg/人/日と設定している。(参照 19) 【第1版 30】  
6

### 7 ③ CRN における評価

8 2004 年、米国 Council for Responsible Nutrition (CRN) は、臨床試  
9 験における亜鉛の NOAEL (30 mg/人/日) と、LOAEL (50 mg/人/日) に  
10 十分な差が認められたことから、亜鉛の ULS(サプリメントとしての UL)  
11 を 30 mg/人/日としている。この ULS は、食事由来の亜鉛を含まないもの  
12 であり、食事由来の亜鉛 (10 mg/人/日) を考慮すると、IOM (2001) の  
13 UL である 40 mg/人/日と同じ値になるとされている。(参照 20) 【14】  
14

### 15 ④ SCF における評価

16 2003 年、欧州食品科学委員会 (SCF) は、臨床試験で有害事象が認めら  
17 れなかった亜鉛の摂取量に関する複数の知見を基に、NOAEL を約 50 mg/  
18 人/日とし、不確実係数を 2 として亜鉛の UL を 25 mg/人/日としている。  
19 なお、17 歳以下の小児等については、成人の UL を体重で換算すること  
20 により、7～22 mg/人/日と設定している。(参照 21) 【第1版 31】  
21

## 22 (3) その他

23 2001 年、世界保健機関 (WHO) WHO が亜鉛について毒性等の試験成績  
24 をまとめ、人体、環境への影響を評価している。(参照 22) 【8】  
25

26 2008 年、独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE) が亜鉛化合物に  
27 ついて毒性等の試験成績をまとめ、報告している。(参照 23) 【6】  
28

29 2005 年、米国環境保護庁 (EPA) は、亜鉛化合物について毒性試験の成績  
30 をまとめ、経口の非発がん性については、4 報のヒトにおける知見に関する  
31 試験成績の平均を基に LOAEL を 0.91 mg/kg 体重/日、不確実係数を 3 とし  
32 て参照用量 (RfD) を 0.3 mg/kg 体重/日、発がん性については、評価に適切  
33 な試験成績が認められないとしている。(参照 24、25) 【13、追加 3】  
34

## 35 9. 評価要請の経緯

36 規格基準改正要請者によれば、現在、国内では母乳代替食品及び保健機能食  
37 品 (栄養機能食品及び特定保健用食品) のみにグルコン酸亜鉛の使用が認めら  
38 れており、亜鉛補給の目的に使われている。しかし、病者の食事代替として使

1 用される総合栄養食品（特別用途表示の許可又は承認を受けたものに限る。）  
 2 においても亜鉛の補給が重要であるとされている。

3  
 4 今般、添加物「グルコン酸亜鉛」について、厚生労働省に表 2 のとおり使用  
 5 基準改正の要請がなされ、関係書類が取りまとめられたことから、食品安全基  
 6 本法第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に対して、食品健  
 7 康影響評価の依頼がなされたものである。（参照 1、2）【委員会資料、本体】

8  
 9 厚生労働省は、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、  
 10 添加物「グルコン酸亜鉛」の使用基準について、表 2 のとおり改正を検討する  
 11 ものとしている。（参照 1、2）【委員会資料、本体】

事務局より：

表 1 の使用基準案の改正について、対象食品の考え方は以下のとおりです。

現行		改正案
母乳代替食品	変更なし	母乳代替食品
保健機能食品 (栄養機能食品)	変更なし	栄養機能食品
保健機能食品 (特定保健用食品)	変更なし	特別用途表示の許可又は承認を受 けた食品（特定の保健の用途）
	<u>今回の改正に よる追加</u>	<u>特別用途表示の許可又は承認を受 けた食品（病者用）</u>

12

表 2 添加物「グルコン酸亜鉛」の使用基準改定案

現行基準	グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）別表二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部（五）乳糖の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規定又は基準の款(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調整粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調整したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。グルコン酸亜鉛は、保健機能食品に使用したとき、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。
改正案	グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品、 <u>栄養機能食品</u> 及び <u>特別用途表示</u>

	<p>の許可又は承認を受けた食品（病者用又は特定の保健の用途のものに限る。）以外の食品に使用してはならない。グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）別表二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部（五）乳糖の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規定又は基準の款(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調整粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調整したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含むしないように使用しなければならない。グルコン酸亜鉛は、保健機能食品に使用したとき、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。</p>
--	--

1

2 II. 安全性に係る知見の概要

事務局より（第132回と同内容です。）：  
規格基準要請者からは、NITE（2008）の報告で引用された知見を中心に資料が提出されています。

2004年に決定された第一版評価書においては、ヒトにおける知見で得られたLOAELをもとに食品健康影響評価結果を得ており、動物試験の結果は内容の確認に留め、個々のNOAELの判断をしておりません。

森田専門委員（第131回と同内容です。）：  
今回の評価においては、ヒトにおける知見のみから判断するのではなく、動物試験の結果も踏まえるべきと考えます。特に遺伝毒性、発がん性についてはヒトにおける知見ではカバーできないため、動物試験の結果が重要です。反復投与毒性、生殖発生毒性については、ヒトのLOAELが低いため、重要度は低いと考えます。

3 添加物「グルコン酸亜鉛」について、亜鉛が生物学的に必須な栄養成分である  
4 ことに留意しつつ、安全性について検討を行なった。

5

事務局より（第132回と同内容です。）：  
第130回調査会における審議に基づき、グルコン酸塩類について、「JECFAでADIが特定されていない」とどまらず、各項においてJECFAが引用した知見を記載することとしました。評価の方針については、第130回調査会における石井専門委員のご発言に基づき、体内動態の知見を踏まえ、毒性の最初に記載を移しました。

6

1 1. 体内動態

事務局より（第132回と同内容です。）：

本評価書案では、第1版で検討された知見に加え、体内動態担当の専門委員から提出いただいた知見を整理しました。第1版で検討された知見については、表題に「（第一版で審議済み）」と記載しております。「（第一版で審議済み）」は、評価書の最終決定時に削除いたします。

伊藤専門委員、石井専門委員：

この案で問題ありません。

3  
4 (1) グルコン酸亜鉛

5 ① ヒト経口投与試験 （第一版で審議済み） (Dreno (1984)、GCP 不明)

6 健康人にグルコン酸亜鉛 (100 mg) を経口投与する試験が実施されてい  
7 る。

8 その結果、投与後 24 時間で血漿中亜鉛濃度の上昇が認められ、投与後  
9 72 時間で亜鉛が皮膚に到達したとされている。(参照 2 6) 【第一版 8】

10  
11 ② ヒト経口投与試験 （第一版で審議済み） (N'ève (1992)、GCP 不明)

12 ヒトにグルコン酸亜鉛を経口投与する試験が実施されている。

13 その結果、絶食状態では亜鉛の吸収が速くなり、最高血中濃度 (Cmax)  
14 も高くなる等、食事状態の違いにより、亜鉛の吸収が影響されたとされて  
15 いる。(参照 2 7) 【第一版 9】

16  
17 ③ ヒト経口投与試験 (Wegmüller (2014)、GCP 不明) ~~）~~

18 健康な成人 (15 例) にグルコン酸亜鉛、クエン酸亜鉛、酸化亜鉛 (それ  
19 ぞれ亜鉛として 10 mg/人) を経口摂取させる試験が実施されている。

20 その結果、各亜鉛化合物の平均吸収率は、クエン酸亜鉛で 61.3%、グル  
21 コン酸亜鉛で 60.9%、酸化亜鉛で 49.9%であったとされている。(参照) 【追  
22 加 18】

23  
24 (2) 亜鉛

25 ① ラット経口投与試験等 (Yasuno ら (2011))

26 Wistar ラット (各群雄 3~4 匹) を通常飼育又は 18 時間絶食させ、<sup>[68Zn]</sup>  
27 硫酸亜鉛 (1、5 mg/kg 体重) を強制経口投与する試験が実施されている。

28 その結果、亜鉛の吸収率について、絶食群で通常飼育群より高値が認め  
29 られたとされ、絶食群においては、1 mg/kg 体重投与群に比較して 5 mg/kg  
30 体重投与群で吸収率が低下する傾向が認められたとされている。Yasuno  
31 らは、飼料中の成分が亜鉛の吸収を阻害する可能性や、亜鉛の吸収に輸送

担体が関与する可能性を指摘している。(参照 28)【追加 4】

② 亜鉛トランスポーター (Jeong ら (2013)、Cousins (2010))

ヒト体内において、二種類の亜鉛トランスポーター (SLC30 (ZnT)、SLC39 (ZIP)) が細胞内の亜鉛濃度の調節を行なっているとされている。消化管には ZIP のサブタイプの一つである ZIP4 が発現しており、主として亜鉛の刷子縁膜を介した取込みに関与しているとされている。(参照 29、30)【追加 5、追加 6】

③ 亜鉛と他のミネラルとの相互作用について (第一版で審議済み) (Couzy ら (1993) 及び O'Dell ら (1988)、GLP 不明)

亜鉛の吸収に関して、カルシウム、銅及び鉄と吸収が拮抗するとされている。(参照 31、32)【第一版 10、11】

④ 亜鉛と他のミネラルとの相互作用について (第一版で審議済み) (Petering ら (1978) 及び Chowdhury ら (1987)、Flodin ら (1990)、GLP 不明)

亜鉛はカドミウム及び鉛の毒性を軽減するとされ(参照 33、34)【第一版 12、13】、その他、セレンと拮抗し、セレンの抗癌作用を低減させるとされている。(参照 35)【第一版 14】

⑤ 亜鉛のホメオスタシス (Lowe (2009))

ヒト体内に存在する亜鉛は、1.5~2.5 mg であり、骨格筋に 57%、骨に 29%、その他は皮膚、臓器等に分布しているとされている。これら組織内亜鉛の代謝回転は活発的ではなく、食事に含まれる亜鉛の摂取による影響は少ないとされている。

肝臓その他の器官に含まれる 10%以下の亜鉛が血漿中の亜鉛と交換される「functional pool」を形成し、亜鉛欠乏症の原因は「functional pool」の枯渇によるものとされている。(参照 36)【追加 14】

(3) グルコン酸塩類

① グルコン酸塩の特性について (FASEB(1978)で引用(Sawyer(1964)))

グルコン酸塩類には、種々の金属と可溶性の塩又は錯体を形成し、それから金属の経口摂取時の腸管からの吸収率を増加させる作用があるとされている。(参照 18)【11】

② ヒト経口投与試験 (JECFA (1998) で引用 (Chenoweth ら (1941)))

ヒト (3例) にグルコノ-δ-ラクトン (84、167、500 mg/kg 体重) を単

1 回経口摂取させる試験が実施されている。

2 その結果、167 mg/kg 体重摂取群で摂取 24 時間以内に摂取量の 7.7～  
3 15%が排泄されたとされている。排泄の大部分は摂取 7 時間以内で、尿中  
4 に毒性の代謝物は認められなかったとされている。また、84 mg/kg 体重投  
5 与群では被験物質の尿中排泄は認められなかったとされている<sup>2)</sup>。(参照 1  
6 7)【第一版 7】

### 8 ③ グルコン酸の生成について (FASEB (1978))

9 グルコン酸は、哺乳類のグルコースの酸化によって生成される通常の代  
10 謝産物であり、その生成は脂質合成や炭水化物摂取の際に増加し、飢餓、  
11 衰弱時に減少するとされている。(参照 1 8)【11】

### 12 (4) 体内動態のまとめ

13 グルコン酸亜鉛は、弱酸塩であることから、pH が低い胃液中においては  
14 グルコン酸亜鉛として存在するが、pH の高い腸液においてグルコン酸と亜  
15 鉛に解離し、体内に取り込まれると考えられる。

16 各亜鉛化合物の平均吸収率は ~~61.349.9%~~～~~61.349.9%~~であると報告されて  
17 いるが、グルコン酸~~塩~~又はクエン酸~~塩~~亜鉛として摂取すると、消化管内にお  
18 ける食物成分と亜鉛との結合が抑制される、~~亜鉛イオンとして存在する量が~~  
19 増加し、その結果、これら亜鉛化合物のクエン酸塩とともに吸収率は 60%  
20 程度と 49.9%の酸化亜鉛等と比べて高い亜鉛の吸収がおこる高値を示すもの  
21 と考えた。

22 事務局より：

第 132 回のご審議を踏まえ、石井専門委員会のご指摘に基づき修正いたしました。

## 23 24 2. 毒性

25 体内動態のまとめに基づき、添加物「グルコン酸亜鉛」の毒性を評価するに  
26 あたっては、グルコン酸類及び亜鉛化合物の毒性を併せて総合的に評価するこ  
27 とが適切と考えた。

28 一方で、亜鉛化合物の毒性については、グルコン酸亜鉛が亜鉛化合物の中  
29 でも高い亜鉛の吸収がおこるものであることを踏まえ、グルコン酸亜鉛を被験物  
30 質とした毒性試験成績を中心に評価を行い、他の亜鉛化合物を被験物質とした  
31 毒性試験成績も併せて参照した。

32 <sup>2</sup> 500 mg/kg 体重投与群については結果の記載は認められなかった。

事務局より（第 132 回と同内容です。）：

第 131 回専門調査会において、亜鉛化合物については、化合物の NOAEL を判断することとし、亜鉛としての NOAEL は判断しないこととされましたので、その方針にしたがって整理いたしました。

1  
2

### （１）遺伝毒性

事務局より（第 132 回と同内容です。）：

本評価書案では、以下に該当するものを整理しました。

- 評価指針において標準的組合せとしている試験
  - ・ 「微生物を用いる復帰突然変異試験」
  - ・ 「ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験」及び「げっ歯類を用いる小核試験」で亜鉛化合物の試験成績のうち、原著論文が得られているもの
- その他、原著論文が得られているものであって、陽性所見が認められている等の理由から遺伝毒性担当の専門委員から引用すべきとのご判断を頂いたもの

3

戸塚専門委員、山田専門委員：

この案で問題ありません。

4  
5  
6  
7

グルコン酸亜鉛、グルコン酸塩及び亜鉛化合物に関する遺伝毒性の試験成績は、表 3、表 4、表 5 のとおりである。

8表 3 グルコン酸亜鉛に関する遺伝毒性の試験成績

指標	試験種類	試験対象	被験物質	用量等	試験結果概要	参照
遺伝子突然変異	復帰突然変異試験 ( <i>in vitro</i> , GLP 非対応)	細菌 ( <i>Salmonella typhimurium</i> TA1535、 TA1537、 TA1538、 TA98、 TA100)、 酵母 ( <i>Saccharomyces cerevisiae</i> D4)	グルコン酸 亜鉛	最高用量 0.08% (細菌) 5.00% (酵母) <sup>3)</sup>	陰性 (代謝活性化系の有無に関わらず)	Litton Bionetics (1977) (参照 37) 【12】

9

<sup>3)</sup> 標準的ではない懸濁法による。また、代謝活性化系には、マウス、ラット、サルが用いられている。

1表 4 グルコン酸塩類に関する遺伝毒性の試験成績

指標	試験種類	試験対象	被験物質	用量等	試験結果概要	参照
 	復帰突然変異試験 ( <i>in vitro</i> , GLP 非対応)	細菌 ( <i>S. typhimurium</i> TA1535、TA1537、TA1538、) 酵母 <i>S. cerevisiae</i> D4)	グルコノ- $\delta$ -ラクトン	0.25、0.5%	陰性 (代謝活性系の有無に関わらず)	JECFA (1998) で引用 (Litton Bionetics (1974)) (参照 17) 【第一版 7】
		細菌 ( <i>S. typhimurium</i> TA98、TA100、TA1535、TA1537、TA1538、 <i>S. cerevisiae</i> D4)	グルコン酸マンガン	最高用量 10 mg/plate	陰性 (代謝活性系の有無に関わらず)	JECFA (1998) で引用 (Prival (1991)) (参照 17) 【第一版 7】

2

3表 5 亜鉛化合物に関する遺伝毒性の試験成績

指標	試験種類	試験対象	被験物質	用量等	試験結果概要	参照
 	コメット試験 ( <i>in vitro</i> , GLP 不明)	ヒト口腔内角化細胞	硫酸亜鉛	0、0.4、4、16、32 $\mu$ M	0 $\mu$ M で Tail moment (TM)、Tail intensity (TI) の増加。32 $\mu$ M で TM、TI の増加傾向	Sharif ら (2014) (参照 38) 【追加 21】
	コメット試験 ( <i>in vivo</i> , GLP 不明) 末梢血リンパ球	マウス (Swiss albino、各群雄 6 匹)	無水硫酸亜鉛	0、5.70~19.95 mg/kg 体重 強制経口投与	用量依存的な陽性	Banu ら (2001) (参照 39) 【59】
	UDS 試験 ( <i>in vitro</i> , GLP 不明)	シリアンハムスター胎児細胞	酸化亜鉛	0.3、1、3、10、30 $\mu$ g/mL	1 $\mu$ g/mL 以上で用量依存的な陽性	鈴木 (1987) (参照) 【52】
 	復帰突然変異試験 ( <i>in vitro</i> , GLP 非対応)	細菌 ( <i>S. typhimurium</i> strain 不明)	酸化亜鉛	最高用量 10,000 $\mu$ g/plate	陰性	Seifried (2006) (参照 40) 【追加 7】
		細菌 ( <i>S. typhimurium</i> TA98、TA102、TA1535、TA1537)	塩化亜鉛	不明	陰性 (代謝活性化系の有無に関わらず)	Wong ら (1988) (参照 41) 【43】
		細菌 ( <i>S. typhimurium</i> TA98、TA100、TA1535、TA1537、TA1538)	硫酸亜鉛	3,600 $\mu$ g/plate	陰性 (代謝活性化系の有無に関わらず)	Gocke ら (1981) (参照 42) 【40】

		細菌 ( <i>S. typhimurium</i> TA102)	硫酸亜鉛	3,000 nmol/plate	陰性 (代謝活性化系非存在下)	Marzin & Vo (1985) (参照 4 3) 【41】
		細菌 ( <i>S. typhimurium</i> TA98、TA100、TA1535、TA1537、TA1538)	酸化亜鉛	最高用量 1.6%	陰性 (代謝活性化系の有無に関わらず)	Thompson ら (1989) (参照 4 4) 【42】
	遺伝子突然変異試験 ( <i>in vitro</i> 、GLP 非対応)	<del><i>Escherichia coli</i> WP2</del>	塩化亜鉛	<del>3.2 μM</del>	疑陽性 (代謝活性化系非存在下)	<del>Rossman ら (1984) (参照 4 5) 【44】</del>
		酵母 ( <i>S. cerevisiae</i> )	硫酸亜鉛	0.1 M	弱い陽性 (代謝活性化系非存在下)	<del>Singh (1983) (参照 4 6) 【46】</del>
			硫酸亜鉛	最高用量 5,000 ppm	陰性 (代謝活性化系非存在下)	<del>Siebert ら (1970) (参照 4 7) 【45】</del>
	マウスリンフォーマ TK 試験 ( <i>in vitro</i> 、GLP 不明)	マウスリンパ腫細胞	塩化亜鉛	最高用量 12.13 μg/mL	陰性 (代謝活性化系非存在下)	Amacher & Paillet (1980) (参照 4 8) 【47】
		マウスリンパ腫細胞 (L5178Y)	酸化亜鉛	1~31 μg/mL	陽性	Seifried (2006) (参照 4 0) 【追加 7】
			酢酸亜鉛	1.3~13 μg/mL (代謝活性化系存在下) 4.2~42 μg/mL (代謝活性化系非存在下)	用量相関的な陽性数の増加 <sup>(4)(5)</sup> (代謝活性化系の有無に関わらず)	Thompson ら (1989) (参照 5 1) 【42】
	染色体異常試験 ( <i>in vitro</i> 、GLP 不明)	ヒトリンパ球	塩化亜鉛	30、300 μM	30 μM で陽性 <sup>(5)</sup> (代謝活性化系非存在下で) 用量依存性が認められていない。	Deknudt and Deminatti (1978) (参照 4 9) 【49】
		ヒトリンパ球	塩化亜鉛	0、20、200 μg/culture	陽性	Deknudt (1982) (NITE (2008) で引用) (参照 2 3、5 0) 【6、48】

<sup>4</sup> 統計処理は行なわれていない。

<sup>5</sup> ただし、被験物質添加のタイミング時期を変化させた変えた試験では陰性とされている。

		ほ乳類培養細胞 (CHO)	酢酸亜鉛	25、34、45 µg/mL (代謝活性化系存在下) 45、60、80 µg/mL (代謝活性化系非存在下)	用量相関的な陽性数の増加 <sup>(46)</sup> (代謝活性化系の有無に関わらず)	Thompson ら (1989) (参照 5 1) 【42】
	SCE 試験 (in vitro、GLP 不明)	シリアンハムスター胎児細胞	酸化亜鉛	0~20 µg/mL	陽性	鈴木 (1987) (参照 5 2) 【52】
	小核試験 (in vitro、GLP 不明)	ヒトリンパ球	塩化亜鉛	0.15、0.30 mM	陽性 (代謝活性化系非存在下で) 用量依存性が認められていない。	Santra (2002) (参照 5 3) 【50】
	染色体異常試験 (in vivo、GLP 不明)	マウス (C57BL、匹数不明、骨髄)	塩化亜鉛	0.5% 30日間標準飼料中混餌投与 <sup>(7)</sup>	陰性	Deknudt (1982) (NITE (2008) で引用) (参照 2 3、5 0) 【6、48】
		マウス (Swiss albino、各群 5 匹、骨髄)	塩化亜鉛	0、7.5、10、15 mg/kg 体重 腹腔内単回投与	陽性 (7.5 mg/kg 体重以上)	Gupta ら (1991) (参照 5 4) 【57】
		マウス (Swiss albino、各群 5 匹、骨髄)	塩化亜鉛	2、3 mg/kg 体重/日 腹腔内反復投与 (隔日投与、8、16、24 日間)	陽性 (2 mg/kg 体重/日以上)	
	小核試験 (in vivo、GLP 不明)	マウス (NMRI、各群 4 匹、骨髄)	硫酸亜鉛	0、28.8、57.5、86.3 mg/kg 体重を 24 時間間隔で 2 回腹腔内投与	陰性	Gocke ら (1981) (参照 5 5) 【40】
		ラット (Wistar、各群 14 匹)	酢酸亜鉛	0、4.0、8.0 mg/kg 体重隔日、2 週間腹腔内投与	陽性	Piao (2003) (参照 5 6) 【追加 8】

1

事務局より：

第 132 回のご審議を踏まえ、*E.Coli*、酵母を用いた *in vitro* 遺伝子突然変異試験の 3 試験 (Rossman ら (1984)、Singh (1983)、Siebert ら (1970))

<sup>6</sup> 統計処理は行なわれていない。

<sup>7</sup> 本報告においては、低カルシウム飼料及び標準飼料による試験が実施されているが、本評価書には、標準飼料の試験結果のみを記載している。

を削除いたしました。

*in vivo* 染色体異常試験 (Deknudt (1982)) の標準飼料に関する記載について、脚注に記載いたしました。

1  
2 以上のとおり、グルコン酸亜鉛、グルコン酸塩類及び亜鉛化合物は、遺  
3 伝子突然変異を指標とした復帰突然変異試験で陰性の結果が得られている。  
4 従って本専門調査会としては、

5 グルコン酸亜鉛に直接的な DNA 損傷や遺伝子突然変異に基づく変異原  
6 性は認められないと判断した。一方、亜鉛化合物については、*in vitro* 及  
7 び *in vivo* で実施された DNA 損傷を指標とした試験、遺伝子突然変異を指  
8 標としたマウスリンフォーマ TK 試験、染色体異常試験、小核試験等の一  
9 部で陽性が認められた。特に *in vivo* では、強制経口投与によるコメット  
10 試験、腹腔内投与による染色体異常試験及び小核試験で陽性が認められた。

11 しかし、変異原性が認められないことから、そのメカニズムは間接的な  
12 DNA 傷害に基づくものである可能性が高く、閾値が存在することが推定  
13 できる。さらに、標準飼料中の混餌投与で実施された *in vivo* 染色体異常  
14 試験の結果が陰性であったことを考慮するとからも、そのメカニズムは間  
15 接的な DNA 傷害に基づくものである可能性が高く、閾値が存在するこ  
16 とが推定できることから、添加物として亜鉛を経口摂取する場合に、特段の  
17 懸念をもたらすものではないと考えた。

18 以上を総合的に判断すると、本専門調査会としては、添加物「グルコン  
19 酸亜鉛」には生体にとって特段問題となるような遺伝毒性はないと判断し  
20 た。

事務局より：

第 132 回の戸塚専門委員のご意見を踏まえ修正いたしました。

21  
22  
23 (2) 急性毒性

高橋専門委員、高須専門参考人：

この案で問題ありません。

24  
25 グルコン酸亜鉛、グルコン酸塩類、亜鉛化合物を被験物質とした急性毒性  
26 に関する試験成績は表 6、表 7、表 8 のとおりである。

27  
28 表 6 グルコン酸亜鉛 単回経口投与試験における LD<sub>50</sub>

<u>動物種</u>	<u>LD<sub>50</sub> (mg/kg 体重)</u>	<u>参照</u>
<u>マウス</u>	<u>雄 3,420 雌 2,630</u>	<u>(第一版で審議済み) 10 (仲 本ら (1983) で引用 (佐藤と小林 (1982) ) 【第一版 1】 【1】</u>
<u>マウス</u>	<u>3,060</u>	<u>10 (仲本ら (1983) で引用 (科 薬抗研 (1979) ) 【第一版 1】 【1】</u>

1  
2

表 7 グルコン酸塩類 単回経口投与試験における LD<sub>50</sub>

<u>被験物質</u>	<u>動物種</u>	<u>LD<sub>50</sub> (mg/kg 体重)</u>	<u>参照</u>
<u>グルコン酸 ナトリウム</u>	<u>ラット</u>	<u>&gt;2,000</u>	<u>17 (JECFA (1998) で引用 (Mochizuki (1995a)) 【第一版 7】</u>
<u>グルコノ-δ- ラクトン</u>	<u>ラット</u>	<u>5940</u>	<u>17 (JECFA (1998) で引用 (Food &amp; Drug Research Laboratories (1973a)) 【第一版 7】</u>
<u>グルコノ-δ- ラクトン</u>	<u>マウス</u>	<u>6800</u>	
<u>グルコノ-δ- ラクトン</u>	<u>ウサギ</u>	<u>7850</u>	
<u>グルコノ-δ- ラクトン</u>	<u>ハムスタ ー</u>	<u>5600</u>	

3  
4

表 8 亜鉛化合物 単回経口投与試験における LD<sub>50</sub>

被験物質	動物種	LD <sub>50</sub> (mg/kg 体重)	参照
硫酸亜鉛	マウス	1,180	10 (仲本ら (1983) で引用 (科薬抗研 (1979)) 【第一版1】 【1】)
硫酸亜鉛	マウス	611	10 (仲本ら (1983) で引用 (Caujolleら (1964)) 【第一版1】 【1】)
硫酸亜鉛	ラット	1,374	10 (仲本ら (1983) で引用 (Hahnら (1955)) 【第一版1】 【1】)
硫酸亜鉛	ラット	750	10 (仲本ら (1983) で引用 (Hahnら (1955)) 【第一版1】 【1】)
塩化亜鉛	マウス	605 (亜鉛として)	23 (NITE (2008) で引用 (Domingoら (1988)) 【6】)
塩化亜鉛	ラット	528 (亜鉛として)	23 (NITE (2008) で引用 (Courtoisら (1978)、Domingoら (1988)、Sanders (2011b)) 【6】)
硫酸亜鉛	マウス	307~766 (亜鉛として)	23 (NITE (2008) で引用 (Courtoisら (1978)、Domingoら (1988)、Sanders (2011b)) 【6】)
硫酸亜鉛	ラット	227 ~ 1,194 (亜鉛として)	23 (NITE (2008) で引用 (Burkhanov (1978)、Klimischら (1982)、Loser (1972,1977)、RTECS (1991)、Shumskayaら (1986)) 【6】)
酸化亜鉛	マウス	6,384 (亜鉛として)	23 (NITE (2008) で引用 (Burkhanov (1978)、Klimischら (1982)、Loser (1972,1977)、RTECS (1991)、Shumskayaら (1986)) 【6】)
酸化亜鉛	ラット	>12,045 (亜鉛として)	23 (NITE (2008) で引用 (Burkhanov (1978)、Klimischら (1982)、Loser (1972,1977)、RTECS (1991)、Shumskayaら (1986)) 【6】)

1

事務局より：

- 第132回の審議を踏まえ、急性毒性の知見について追加いたしました。
- グルコン酸亜鉛については、仲本ら(1983)から引用いたしました。
  - グルコン酸塩類については、遺伝毒性、反復投与毒性と同様、JECFA(1998)から引用いたしました。
  - 亜鉛化合物については、NITE(2008)から引用いたしました。

2

3

4

5

6

7

8

9

~~① マウス急性毒性試験 (第一版で審議済み) (佐藤と小林 (1982) (仲本ら (1983) ) )~~  
~~マウスにグルコン酸亜鉛を経口投与する試験の結果、LD<sub>50</sub>は雄で3,420 mg/kg、雌で2,630 mg/kgであったとされている。(参照10) 【第一版1】~~

### (3) 反復投与毒性

事務局より (第132回と同内容です。)：

本評価書案では、第1版で検討された知見に加え、グルコン酸塩類の試験成績、山添委員、三森委員から提出いただいた知見を整理しました。第1版で検討された知見については、表題に「(第一版で審議済み)」と

記載しております。「(第一版で審議済み)」は、評価書の最終決定時に削除いたします。

事務局より（第 132 回と同内容です。）：

第 131 回専門調査会において、亜鉛化合物については、化合物の NOAEL を判断することとし、亜鉛としての NOAEL は判断しないこととされましたので、その方針にしたがって整理いたしました。

① グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛の反復投与毒性に係る試験成績は認められなかった。

② グルコン酸塩類

a. グルコン酸ナトリウムのラット 4 週間強制経口投与試験 (JECFA (1998) で引用 (Mochizuki (1995)))

SD ラット (各群雌雄各 12 匹) にグルコン酸ナトリウムを表 9 のような投与群を設定して 4 週間強制経口投与する試験が実施されている。

表 9 用量設定

用量設定	0、500、1,000、2,000 mg/kg 体重/日
------	------------------------------

その結果、2,000 mg/kg 体重/日投与群で尿中ナトリウム量の増加等の所見が認められ、Mochizuki は NOEL をグルコン酸ナトリウムとして 1,000 mg/kg 体重/日としているが、JECFA は動物数の少ないこと、手技に問題があること等の理由により NOEL を判断できないとしている。  
(参照 17) 【第一版 7】

b. グルコン酸ナトリウムのラット 28 日間混餌投与試験 (JECFA (1998) で引用 (Mochizuki (1997)))

SD ラット (各群雌雄各 10 匹) にグルコン酸ナトリウムを表 10 のような投与群を設定して 28 日間混餌投与する試験が実施されている。

表 10 用量設定

用量設定	0、1.25、2.5、5%
mg/kg 体重/日	0、1,000、2,000、4,100 (雄) mg/kg 体重/日
として換算	0、1,000、2,000、4,400 (雌) mg/kg 体重/日

その結果、用量依存性の認められる所見はなく、Mochizuki は NOEL をグルコン酸ナトリウムとして 4,100 mg/kg 体重/日としているが、JECFA は動物数の少ないこと、手技に問題があること等の理由により

1 NOEL を判断できないとしている。(参照 1 7)【第一版 7】

2  
3 c. グルコン酸のイヌ、ネコ 14 日間強制経口投与試験 (JECFA (1998)  
4 で引用 (Chenoweth (1941)))

5 ネコ (5 匹) 又はイヌ (3 匹) にグルコン酸 (1 g/動物/日) を 14 日間  
6 強制経口投与する試験が実施されている。

7  
8 その結果、毒性所見は認められなかったとされている。(参照 1 7)【第  
9 一版 7】

10  
11 d. グルコノ- $\delta$ -ラクトンのラット 29 か月間混餌投与試験 (JECFA (1998)  
12 で引用 (van Logten (1972)))

13 ラット (雌雄各 20 匹) にグルコノ- $\delta$ -ラクトン (0.4%) を 29 か月間  
14 日間混餌投与する試験が実施されている。

15 その結果、毒性所見は認められなかったとされている。(参照 1 7)【第  
16 一版 7】

17  
18 ③ 亜鉛化合物

19 a. マウス及びラット 13 週間混餌投与毒性試験 (第一版で審議済み)  
20 (Maita ら (1981)、GLP 不明)

21 マウス及びラットに硫酸亜鉛を表 11-1 のような投与群を設定して、  
22 13 週間混餌投与する試験が実施されている。

23  
24 表 11-1 用量設定

用量設定	0、300、3,000、30,000 ppm
(mg/kg 体重/日 として換算) <sup>(8)</sup>	0、45、450、4,500 mg/kg 体重/日 (マウス) 0、30、300、3,000 mg/kg 体重/日 (ラット)

25  
26 その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 11-2 のとおりである。  
27 (参照 5 7)【第一版 16】

28  
29 表 11-2 毒性所見

用量	毒性所見
----	------

<sup>8</sup> JECFA で用いられている換算値 (IPCS: EHC70) を用いて摂取量を推定。

種	最終体重 (kg)	摂餌量 (g/動物/日)	摂餌量 (g/kg 体重/日)
マウス	0.02	3	150
ラット (若)	0.4	20	100

4,500 (mg/kg 体重/日) (マウス)	体重増加抑制、摂餌量の低下及び膵臓腺房細胞の壊死、腫大
3,000 (mg/kg 体重/日) (ラット)	

本専門調査会としては、本試験における NOAEL をマウスで硫酸亜鉛として 450 mg/kg 体重/日、ラットで硫酸亜鉛として 300 mg/kg 体重/日と判断した。

**b. ラット 21 か月混餌投与毒性試験 (第一版で審議済み)(Hagen ら (1953)、GLP 不明)**

ラット (各群雌雄各 4 匹) に硫酸亜鉛を表 12 のような投与群を設定して、21 か月間混餌投与する試験が実施されている。

**表 12 群設定**

用量設定	0、100、500、1,000 ppm
(mg/kg 体重/日として換算) <sup>(8)</sup>	0、10、50、100 mg/kg 体重/日

その結果、以下の所見が認められたとされている。

- ・ 500 ppm 以上の雄で腎腫大 (参照 10、58) 【第一版 1、15】

本試験で認められた腎腫大について、腎重量は測定されていない。病理組織学検査の結果、雄の腎で対照群を含めた全群で軽度の腎炎が認められており、500ppm 以上の雄 5 匹では腎炎の程度がより高度であったとしているがその詳細は不明であり、統計学的処理も実施されていない。本専門調査会としては、これらの点から、本試験による NOAEL の判断はできないと考えた。

**c. ラット 3 か月間飲水投与毒性試験 (Llobert ら (1988)、GLP 不明)**  
**SD ラット (雌合計 40 匹<sup>(9)</sup>) に酢酸亜鉛二水和物を表 13 のような投与群を設定して、3 か月間飲水投与する試験が実施されている。**

**表 13 群設定**

用量設定	0、160、320、640 mg/kg 体重/日
------	--------------------------

その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 13-2 のとおりである。

<sup>9</sup> 各群の匹数は不明

(参照 5 9) 【追加 24】

表 13-2 毒性所見

用量	毒性所見
640 mg/kg 体重/日	無関心、飲水量減少 血液中の尿素、クレアチニンの増加 ボウマン囊上皮細胞の扁平化、近位尿細管 上皮細胞の剥離と核濃縮
320 mg/kg 体重/日以上	尿量の減少、肝臓、腎臓、心臓、骨、血液 での亜鉛濃度の増加

本専門調査会としては、本試験における NOAEL を酢酸亜鉛二水和物として 160 mg/kg 体重/日と判断した。

d. ラット 13 週間混餌投与毒性試験 (NITE (2008) で引用 (Edwards & Buckley (1995) (非公表)、GLP 不明)

SD ラット (各群雌雄各 20 匹) に亜鉛モノグリセレートを表 14 のような投与群を設定して、13 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 14 用量設定

用量設定	0、0.05、0.2、1 % <sup>(10)</sup>
(mg/kg 体重/日 として換算)	0、31.52、127.52、719 (雄) mg/kg 体重/日 0、35.78、145.91、805 (雌) mg/kg 体重/日

その結果、以下の所見が認められた。

- ・ 1%投与群について、小球性低色素性貧血 (ヘモグロビン濃度、ヘマトクリット値、平均赤血球容積 (MCV) 及び平均赤血球血色素量 (MCH) の減少、平均血球血色素濃度 (MCHC)、赤血球数及び白血球数の増加)、腸間膜リンパ節の腫大、腎臓表面の小陥凹、膵臓の重度の変性、脾臓、腎臓、切歯、眼及び骨での組織学的変化
- ・ 1%投与群の雄において、精細管、前立腺及び精のうの萎縮
- ・ 1%投与群の雌において、子宮の萎縮
- ・ 0.2%投与群の雌雄において、総コレステロールの減少、脾臓赤脾髄中の色素性マクロファージ数の減少、脛骨及び大腿骨の骨幹端柱数の減少、膵臓細胞の壊死

<sup>10</sup> 58 日間投与後、1%群で一般状態の悪化により用量を 0.5% (雄/雌: 632/759 mg/kg 体重/日) に変更したが、状態の回復が認められず、投与 64 日目に全例屠殺。

1 ・ 0.2 %投与群の雄において、血清 ALT、ALP 活性及びクレアチン  
2 キナーゼ活性の増加

3 ・ 0.2 %投与群の雌において、血清クレアチンキナーゼ活性の増加

4 ・ 0.05 %以上投与群の雄において脾臓赤脾髄中の色素性マクロファ  
5 ージ数の減少、腹部脂肪量の減少、腸間膜リンパ節の腫大

7 NITE (2008) は、本試験について、0.05%群で色素性マクロファ  
8 ージ数の減少はあるものの血液学的変化はみられていないことから  
9 NOAEL を 0.05% (31.52 mg/kg 体重/日) と判断している。(参照 2 3)  
10 【6】

11  
12 本専門調査会としては、0.05 %以上投与群で認められた所見の判断に  
13 は、体重変化や組織学的変化等の情報が必要であるが、NITE (2008)  
14 の記載からはこれらの詳細が不明であることから、本試験による  
15 NOAEL の判断はできないと考えた。

16  
高橋専門委員、高須専門参考人：

NITE(2008)の評価書に、今回の評価書案に引用していない亜鉛化合物の反復投与毒性試験が2つ（酢酸亜鉛二水和物と亜鉛モノグリセロラートのラットの試験）あるのですが、これらも評価書案で引用する必要があると考えます。

Llobert ら（1988）の文献を入手し追記しました。

Edwards & Buckley(1995)は非公表のため入手できず、NITE(2008)の引用として追記しました。0.05 %以上投与群で認められた所見の判断には、体重変化や組織学的変化等の情報が必要ですが、NITE (2008)の記載からはこれらの詳細が不明であることから、本試験によるNOAEL の判断はできないと考えます。

17  
18  
19 ④ 反復投与毒性のまとめ

20 グルコン酸亜鉛、グルコン酸塩類、亜鉛化合物の反復投与毒性試験成績  
21 のうち、グルコン酸亜鉛の試験成績は認められなかったが、硫酸亜鉛のマ  
22 ウス及びラット 13 週間混餌投与試験において、NOAEL をマウスで硫酸  
23 亜鉛として 450 mg/kg 体重/日、ラットで硫酸亜鉛として 300 mg/kg 体重/  
24 日と判断した。また、酢酸亜鉛二水和物のラット 3 か月間飲水投与毒性試  
25 験において、NOAEL を酢酸亜鉛二水和物として 160 mg/kg 体重/日と判  
26 断した。

事務局より：

第 132 回のご審議に基づきまとめ文を記載いたしました。

1

2

#### (4) 発がん性

事務局より（第 131 回と同内容です。）：

本評価書案では、吸入試験（Marrs ら（1988））を除いた申請者提出資料及び山添委員、三森委員から提出いただいた知見を整理いたしました。

高橋専門委員（第 131 回と同内容です。）：

吸入暴露試験や亜鉛によるカドミウムの毒性軽減の知見も認められましたが、添加物としてのグルコン酸亜鉛の評価に用いるべき知見ではないと判断したため、引用しておりません。

3

##### ① グルコン酸亜鉛

4

グルコン酸亜鉛の発がん性に係る試験成績は認められなかった。

5

6

##### ② グルコン酸塩類

7

グルコン酸塩類の発がん性に係る試験成績は認められなかった。

8

9

##### ③ 亜鉛化合物

10

上述（p9）のとおり、亜鉛の発がん性について、EPA は評価に適切な資料が認められないとしている。（参照 2 4、2 5）【13、追加 3】

12

13

##### a. マウス発がん性試験（NITE（2008）で引用（Halme（1961）、GLP 不明））

15

マウス（催腫瘍抵抗性、系統不明）に塩化亜鉛を表 15 のような投与群を設定し、5 世代にわたって飲水投与（約 180～900 日）する試験が実施されている。

18

19

表 15 用量設定

用量設定（亜鉛として）	0、10、20、100、200 mg/L
-------------	----------------------

20

21

その結果、主に 10、20 mg/L 投与群で腫瘍の発生が認められ、発生率は、自然発生率が 0.004%であったのに対し、F<sub>0</sub>で 0.8%、F<sub>1</sub>で 2.5%、F<sub>1</sub>-F<sub>2</sub>で 7.6%、F<sub>3</sub>-F<sub>4</sub>で 25.7%であったとされている。

23

24

25

NITE は、本試験では、個別および群ごとのデータがなく、発生頻度に対する統計処理が行われていないとしている。（参照 2 3、6 0）【6、

26

34】

本専門調査会としては、本試験は結果に対する統計処理が行われておらず、詳細が不明であることから、発がん性を判断できる所見ではないと考えた。

b. マウス発がん性試験 (NITE (2008) で引用 (Halme (1961)、GLP 不明)))

C3H マウスと A/Sn マウス (ともに腫瘍高感受性) に塩化亜鉛を表 16 のような投与群を設定して飲水投与 (約 70~640 日) する試験が実施されている。

表 16 用量設定

用量設定 (亜鉛として)	10~29 mg/L
--------------	------------

その結果、腫瘍の発生率は C3H で 43.4%、A/Sn マウスで 32.4%であったとされている。

NITE は、本試験では、統計処理が実施されておらず、また、個々の腫瘍タイプのデータがない等、信頼性に問題があるとしている。(参照 23、60) 【6、34】

本専門調査会としては、本試験は対照群が設定されていないこと、結果に対する統計処理が行われていないこと、詳細が不明であることから、発がん性を判断できる所見ではないと考えた。

c. マウス混餌及び飲水投与発がん性試験 (Walters & Roe (1965))

Chester Beatty マウスに硫酸亜鉛七水和物、オレイン酸亜鉛等を、表 17 のような投与群を設定して、45~53 週間飲水又は混餌投与する試験が実施されている。

表 17 投与群設定<sup>(11)</sup>

被験物質	匹数	投与方法	用量設定
硫酸亜鉛	22	飲水	4.4 g/L <sup>(12)</sup>
	28	飲水	22 g/L <sup>(12)</sup>

<sup>11</sup> 本試験では、硫酸亜鉛、オレイン酸亜鉛の他、クロロ錫ナトリウム、オレイン酸錫を投与する群も設定されている。

<sup>12</sup> NITE (2008) による換算

オレイン酸 亜鉛	11 追加 12 <sup>(13)</sup>	混餌	5,000 ppm から 1,250 ppm まで漸減 (14)
対照群	19 追加 5 <sup>(13)</sup>		

その結果、以下の所見が認められたとされている。なお、癌の発生率の増加は認められなかったとされている。

- ・ オレイン酸亜鉛投与群で貧血

NITE は、本試験において病理組織学的検査を実施した臓器が限定されていること、エクトロメリアウイルス感染により多数の死亡が認められたこと、試験開始時の匹数が不明であること等の問題を指摘している。  
(参照 6 1) 【35】

本専門調査会としては、NITE (2008) の指摘を是認し、本試験は発がん性を判断できる所見ではないと考えた。

#### d. ラット二段階前立腺発がん試験 (Ko ら (2011))

SD ラット (各群 60 匹) に、cyproterone acetate、testosterone propionate、methyl nitrosourea (イニシエーション処置)、硫酸亜鉛を表 18 の様な投与群を設定し、20 週間飲水投与する試験が実施されている。

表 18 投与群設定

群番号	投与方法
1	イニシエーション処置のみ
2	硫酸亜鉛 227 mg/L 飲水投与
3	イニシエーション処置+硫酸亜鉛 227 mg/L 飲水投与
4	対照群 (1.65 ppm 炭酸亜鉛含有基礎食)

その結果、以下のような所見が認められたとされている。

- ・ 2 群で 4 群と比べて前立腺上皮内腫瘍の発生率増加 (参照 6 2) 【追加 10】

本専門調査会としては、本試験に掲載されている病変の組織写真は専

<sup>13</sup> 投与開始 8 週間の間に、エクトロメリアウイルス感染により多数の死亡が認められたため、試験途中で追加したとされている。

<sup>14</sup> 貧血による死亡例が認められたため、用量を漸減している。

1 門の見地からみた場合にその診断に問題があること、前立腺病変の評価  
2 法（過形成、異形成、前立腺上皮内腫瘍の定義等）として引用した文献  
3 における病変の診断基準に疑問があること、当該診断基準により出され  
4 た結果において亜鉛投与群ではイニシエーション処置の有無に関わらず  
5 病変発生頻度に差がみられないこと、などの理由から本試験の信頼性に  
6 疑問があると考え、本試験を評価に用いないこととした。

7 高橋専門委員、高須専門参考人：  
8 本試験に関するまとめ文を修正しました。

10  
11 ~~本専門調査会としては、前立腺病変の評価法（過形成、異形成、前立~~  
12 ~~腺上皮内腫瘍の定義等）に関する情報が限定的であるため、評価データ~~  
13 ~~として用いないこととした。~~

#### 15 ④ 発がん性のまとめ

16 グルコン酸亜鉛、グルコン酸塩類、亜鉛化合物の発がん性試験成績のうち、  
17 グルコン酸亜鉛及びグルコン酸塩類の試験成績は認められず、亜鉛化  
18 合物の試験成績については、発がん性を判断できるものは得られなかった。

19  
20 事務局より：  
21 第132回のご審議に基づきまとめ文を記載いたしました。

#### 21 (5) 生殖発生毒性

事務局より（第132回と同内容です。）：

本評価書案では、規格基準改正要請者提出資料のうち、原著論文が確認でき、適切な用量設定がされた経口投与による試験、生殖発生毒性担当の専門委員から提出いただいた知見を引用しております。

事務局より：

第131回専門調査会において、亜鉛化合物については、化合物のNOAELを判断することとし、亜鉛としてのNOAELは判断しないこととされましたので、その方針にしたがって整理いたしました。

##### 22 ① グルコン酸亜鉛

23 グルコン酸亜鉛の生殖発生毒性に係る試験成績は認められなかった。

##### 24 ② グルコン酸塩類

25 グルコン酸塩類の生殖発生毒性に係る試験成績は認められなかった。

1  
2 ③ 亜鉛化合物

3 a. ラット二世代生殖毒性試験 (Khan ら (2007)、GLP 不明)

4 SD ラット (雌雄各 25 匹 : F<sub>0</sub> 親動物) に塩化亜鉛を表 19-1 のような  
5 投与群を設定して、交配前 77 日間強制経口投与した後、同用量群内で雌  
6 雄を交配し、雄は交配期間 (21 日間) 終了時まで、雌は交配期間 (21  
7 日間)・妊娠期間 (21 日間)・哺育期間 (21 日間) を通して投与を継続  
8 し、さらに、同用量群内で F<sub>1</sub> 児動物の雌雄各 25 匹を無作為に選抜して  
9 F<sub>1</sub> 親動物とし、交配期間、妊娠期間、哺育期間を通じて投与を行なう試  
10 験が実施されている。

11  
12 表 19-1 用量設定

用量設定	0、7.5、15.0、30.0 mg/kg 体重/日
------	----------------------------

13  
14 その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 19-2 のとおりである。

15 (参照 6 3) 【追加 12】

16  
17 表 19-2 毒性所見

用量	毒性所見
30.0 mg/kg 体重/日	F <sub>0</sub> 、F <sub>1</sub> における妊娠率、産児数、児の生存率 (哺育 0 日) の低下 F <sub>0</sub> 、F <sub>1</sub> 児動物 (F <sub>1</sub> 、F <sub>2</sub> 動物) で体重の低下
7.5mg/kg 体重/日以上	F <sub>0</sub> 、F <sub>1</sub> 雌雄親動物で体重の低下

18  
19 ~~その他、以下の所見が認められたとされている。~~

- 20 ~~・全投与群の F<sub>0</sub> 雄親動物と F<sub>1</sub> 親動物で 2~5 匹/群の死亡~~
- 21 ~~・7.5 mg/kg 体重/日以上投与群の F<sub>0</sub>、F<sub>1</sub> 親動物で攻撃性、多動性の出現頻度の増加~~
- 22 ~~・7.5 mg/kg 体重/日以上投与群の F<sub>1</sub> 及び 14.4 mg/kg 体重/日投与群の F<sub>0</sub> 雌雄親動物で用量依存性のない脾臓重量の低下~~
- 23 ~~・30.0 mg/kg 体重/日投与群の F<sub>0</sub>、F<sub>1</sub> 親動物で消化管、リンパ系、造血系、生殖器系の肉眼的病変 (参照 6 4) 【追加 12】~~

24  
25  
26  
27  
28 本専門調査会としては、本試験に係る親動物の一般状態や体重等に及ぼ  
29 す影響に関する LOAEL を塩化亜鉛として 7.5 mg/kg 体重/日、生殖および  
30 児動物に及ぼす影響に関する NOAEL を塩化亜鉛として 15.0 mg/kg 体重/  
31 日と判断した。

1

北條専門委員、宇佐見専門委員：

全投与群での親動物に死亡について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、強制経口投与の連続投与を実施した実験で、実験手技上の問題による死亡である可能性が考えられるので、亜鉛化合物投与が関連する所見とは判断されなかった。したがって、この所見の記載は本文中から削除するのが適切と思われます。

親動物での攻撃性・多動性の出現頻度増加について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、a と b, ならびに文献番号 25 の試験（ラットにおける強制経口投与試験）は同じ研究グループからの報告であり、他の一般毒性試験（反復投与試験）や単用量の経口投与による生殖発生毒性試験では動物の攻撃性・多動性に関する報告が認められないので、この研究グループ特有のラットにおける所見と考えられ、亜鉛化合物投与が関連する所見とは判断されなかった。したがって、この所見の記載は本文中から削除するのが適切と思われます。

脾臓重量について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、用量依存性が認められないので、亜鉛化合物投与が関連する所見とは判断されなかった。したがって、この所見の記載は本文中から削除するのが適切と思われます。

肉眼的病変について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、文献中にデータが提示されておらず、実験結果の信頼性を欠いていることから、この所見の記載は本文中から削除するのが適切と思われます。

2

3

b. ラット一世代生殖発生毒性試験（Johnson ら（2011）、GLP 不明）

4

SD ラット（各群雌雄 25 匹）に塩化亜鉛を表 20-1 のような投与群を設定して、交配前 84 日間強制経口投与した後、同用量群内で雌雄を交配し、雄は交配期間（14 日間）終了時まで、雌は交配期間（14 日間）・妊娠期間（21 日間）・哺育期間（21 日間）を通して投与を継続する試験が実施されている。

5

6

7

8

9

10

表 20-1 用量設定

用量設定	0、7.5、15、30 mg/kg 体重/日
------	------------------------

11

12

その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 20 表 20-2 のとおりである。（参照 6 5） **【追加 13】**

13

14

15

表 20-2 毒性所見

用量	毒性所見
7.5 mg/kg 体重/日以上	雄親動物で最終屠殺時の体重の低下 雌親動物で哺育期間の体重の低下 雄親動物で交配前期間（投与第 8・10・11 週）の摂餌量の低下 雌親動物で妊娠期間（妊娠第 1 週）と哺育期間（哺育第 3 週）の摂餌量の低下  産児数/生存児数の低下

~~その他、以下の所見が認められたとされている。~~

- ~~• 7.5 mg/kg 体重/日以上投与群の雌親動物で子宮と肝臓の相対重量の増加~~
- ~~• 15 mg/kg 体重/日以上投与群の雄親動物で肝臓の相対重量の増加と腎臓、精嚢の相対重量の低下~~
- ~~• 7.5 mg/kg 体重/日以上投与群の雄親動物でトリグリセリドの減少、15 mg/kg 体重/日以上投与群の雄親動物でγ-グルタミルトランスフェラーゼの増加、7.5 mg/kg 体重/日以上投与群の雌親動物でアルカリホスファターゼと塩素イオンの減少、30 mg/kg 体重/日投与群の雌親動物でグルコースの増加~~
- ~~• 15 mg/kg 体重/日以上投与群の雌親動物で白血球数の増加~~
- ~~• 7.5 mg/kg 体重/日以上投与群の雌親動物で切歯萌出の早期化、30 mg/kg 体重/日投与群の雄親動物で肛門生殖突起間距離の伸長と切歯萌出の早期化、30 mg/kg 体重/日投与群の雌雄親動物で開眼の早期化（参照 6-6）【追加 13】~~

本専門調査会としては、本試験に係る親動物の体重・摂餌量と生殖に及ぼす影響に関する LOAEL を塩化亜鉛として 7.5 mg/kg 体重/日、児動物に及ぼす影響に関する NOAEL を塩化亜鉛として 30 mg/kg 体重/日と判断した。

北條専門委員、宇佐見専門委員：  
雌親動物の臓器重量について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、文献中に絶対重量のデータ提示がなくて毒性所見とする基準を満たさないのので、この所見の記載は本文中から削除するのが適切と思われます。  
雄親動物の臓器重量について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、文献中に絶対重量のデータ提示がなくて毒性所見とする基準を満たさ

ないので、この所見の記載は本文中から削除するのが適切と思われま

す。親動物の生化学的指標について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、生殖毒性試験におけるこれらの変化の毒性学的意義も不明であるので、この記載は本文中から削除するのが適切と思われま

す。親動物の白血球数について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、生殖毒性試験におけるこの変化の毒性学的意義も不明であるので、この所見の記載は本文中から削除するのが適切と思われま

す。児動物の発育指標について→著者らは明確に毒性とはしていない。また、悪影響と判断される変化ではないので、これらの所見の記載は本文中から削除するのが適切と思われま

### c. 参考資料

その他、亜鉛化合物（塩化亜鉛、硫酸亜鉛、酸化亜鉛）の経口投与による生殖発生毒性試験が複数件実施されており、亜鉛として 0.75～300 mg/kg 体重/日の用量を投与した結果、妊娠率の低下、胚死亡率の増加等が認められたとされているが、いずれの試験も動物数又は用量が適切に設定されていないものであり、NOAEL の判断はできないことから参考資料とする。（参照 67、68、69、70、71、72、73、74）  
【24、25、26、27、28、29、30、31】

#### ④ 生殖発生毒性のまとめ

グルコン酸亜鉛、グルコン酸塩類、亜鉛化合物の生殖発生毒性試験成績のうち、グルコン酸亜鉛及びグルコン酸塩類の試験成績は認められなかった。亜鉛化合物の試験成績については、塩化亜鉛のラット二世代生殖毒性試験では、塩化亜鉛として 7.5 mg/kg 体重/日以上において親動物に対する一般毒性がみられ、30 mg/kg 体重/日において生殖および児動物に及ぼす影響が認められた。また、塩化亜鉛のラット一世代生殖毒性試験では、塩化亜鉛として 7.5 mg/kg 体重/日以上において親動物に対する一般毒性と生殖に及ぼす影響がみられたが、児動物に及ぼす影響は高用量（30 mg/kg 体重/日）においても認められなかった。本専門調査会としては、親動物の一般毒性及び生殖毒性に関する LOAEL を塩化亜鉛として 7.5 mg/kg 体重/日、児動物に及ぼす影響に関する NOAEL を塩化亜鉛として 15.0 mg/kg 体重/日と判断され、亜鉛化合物は、親動物に対する毒性影響がみられない状況においては、生殖に影響を及ぼさないと考えられた。

事務局より：

第 132 回のご審議において、山添委員から、攻撃性、多動性について塩化亜鉛に特有のものかどうか検討いただきたいとのことでした。

北條専門委員、宇佐見専門委員：

まとめ文を作成しました。

攻撃性、多動性については、Khan ら（2007）の報告に関するコメントに記載しております。

1  
2  
3

### （6）ヒトにおける知見

事務局より（第132回と同内容です。）：

本評価書案では、第1版で引用された知見、先生方からあらたに提出いただいた知見に加え、規格基準改正要請者提出資料のうち、第1版を決定した2003年以降に報告された追跡コホート研究1報及び耐容摂取上限量の根拠となった文献を追加で引用しております。

また、日本人の食事摂取基準策定検討会報告書(2014)及び各国のULの根拠となった知見については、その旨を追記しております。

第1版で検討された知見については、表題に「（第一版で審議済み）」と記載しております。「（第一版で審議済み）」は、評価書の最終決定時に削除いたします。

4  
5  
6  
7  
8

亜鉛のヒトにおける知見については、成人を被験者とした介入試験成績の他に、特に小児、乳児を被験者とした介入試験成績が認められた。ここでは、被験者の年代ごとに試験成績をまとめた。

9  
10

#### ① 亜鉛過剰症について（第一版で審議済み）（和田（1981）、和田及び柳沢（1997）並びに Botash ら（1992）の報告）

11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18

亜鉛の経口摂取による過剰症の報告は少ないが、銅や鉄の吸収阻害による銅欠乏、鉄欠乏に起因する諸症状の発現が報告されている。胃腸の刺激やアミラーゼの増加は、ヒトでは亜鉛として 100 mg/日以上経口投与で認められているとされている。血清脂質に対する影響が確認されているが、銅の吸収阻害による影響と考えられている。免疫能に関して 100 mg/日以上多量の亜鉛投与で影響が認められているが、亜鉛欠乏時にも免疫能は低下するとされている。亜鉛の過剰摂取における最も問題になる症状は、銅及び鉄の欠乏症とされている。（参照 75、76、77）

1 【第一版 17、18、19】

2  
3 ② グルコン酸亜鉛

4 a. 成人に関する知見

5 (a) 介入研究 (第一版で審議済み) (Fischer ら (1984) EPA (2005)  
6 で引用)

7 成人男性 (26 例) にグルコン酸亜鉛 (亜鉛として 0 (プラセボ)、50  
8 mg/ヒト/日) を 6 週間摂取させる試験が実施されている。その結果、  
9 4 週間後に赤血球 スーパーオキシドジスムターゼ (SOD) の減少傾向、  
10 6 週間後には有意な減少が認められたとしている。(参照 7 8) 【第一  
11 版 22】

12 前述の EPA (2005) は、本試験における いて、食事由来の亜鉛の摂  
13 取量を 15.92mg 亜鉛/人/日、男性の体重を 70kg として LOAEL を 0.94  
14 mg/kg 体重/日とし、最終的にその他の知見も踏まえ亜鉛の RfD を評  
15 価している。(参照 2 4) 【13】

事務局より：

原著を確認したところ、プラセボ投与群が設定されておりましたので、追記いたしました。

EPA(2005)は、亜鉛の食事由来摂取量を 15.92mg 亜鉛/日、男性の体重を 70kg として LOAEL を算出しています。この点について評価書案に追記いたしました。

16  
17 (b) 介入研究 (Black ら (1988))

18 米国の 19~29 歳の成人男性 (各群 9~13 例) にグルコン酸亜鉛 (亜  
19 鉛として 0、50、75 mg/人/日) を 12 週間摂取させる二重盲検試験が  
20 実施されている。その結果、50 mg/人/日以上摂取群で HDL コレステ  
21 ロールの減少が認められたとされている。(参照 7 9) 【66】

22 前述の厚生労働省 (2014) は、本試験の結果を踏まえ、通常食に含  
23 まれる亜鉛量 (10 mg/人/日) を考慮して LOAEL を 60 mg/kg 体重人  
24 /日とし、その他の知見も踏まえ亜鉛の UL を評価している。(参照 9)  
25 【60】

26  
27 (c) 介入研究 (Samman & Roberts (1988)、EPA (2005) で引用 (Samman  
28 & Roberts)、Boder ら (2005))

29 成人 (女性 26 例、男性 21 例) にグルコン酸亜鉛 (亜鉛として 150  
30 mg/ヒト/日、女性 2.5 mg/kg 体重/日、男性 2.0 mg/kg 体重/日) を 6  
31 週間摂取させる二重盲検試験が実施されている。

32 その結果、投与群の男女ともに腹痛、嘔吐、嘔気が認められたとき

1 れている。投与群の女性で LDL コレステロールの低下、HDL<sub>2</sub>の上昇  
2 及び HDL<sub>3</sub>の低下、血中セルロプラスミン中のフェロキナーゼ及び  
3 赤血球 SOD の減少が認められたとされている。(参照 8 0)【追加 15】  
4 本知見は、国際機関における UL 等の根拠とはされていない。

6 (d) 介入研究 (第一版で審議済み) (Yadrick ら (1989)、Fosmire (1990))

7 米国の 25~40 歳の成人女性 18 例にグルコン酸亜鉛 (亜鉛として  
8 50 mg/人/日) を 10 週間摂取させる試験が実施されている。その結果、  
9 血清鉄、ヘマトクリット及び赤血球 SOD の有意な減少が認められた  
10 としている。(参照 8 1、8 2)【第一版 21、65】

11 前述の IOM (2001)、厚生労働省 (2014) は、本試験の結果を踏ま  
12 え、通常食に含まれる亜鉛量 (10 mg/人/日) を考慮して LOAEL を  
13 60 mg/kg 体重人/日とし、その他の知見も踏まえ亜鉛の UL を評価し  
14 ている。(参照 1 9)【第一版 30】

15  
16 EPA (2005) は、本試験における LOAEL を 0.99 mg/kg 体重/日と  
17 し、その他の知見も踏まえ亜鉛の RfD を評価している。(参照 2 4)  
18 【13】

20 (e) 介入研究 (第一版で審議済み) (Davis ら (2000))

21 閉経後女性 (25 例) (15) にグルコン酸亜鉛 (亜鉛として 3 (対照群)、  
22 53 mg/人/日) (16) を 90 日間摂取させる試験が実施されている。その結  
23 果、赤血球 SOD の減少傾向が認められ、赤血球 (SOD) を除く細胞  
24 外 SOD 活性、血清亜鉛、遊離チロキシン濃度等が上昇したとしてい  
25 る。(参照 8 3)【第一版 25】

26  
27 前述の SCF (2003) は、本試験を含めた複数の知見から NOAEL  
28 を 50 mg/人/日とし、亜鉛の UL を評価している。(参照 2 1)【第一  
29 版 31】

30 EPA (2005) は、本試験における LOAEL を 0.81 mg/kg 体重/日と  
31 し、その他の知見も踏まえ亜鉛の RfD を評価している。(参照 2 4)  
32 【13】

事務局より：

Davis ら (2000) 及び Milne ら (2001) について、同一被験者への  
連続投与であることを含め、対照群が設定されている旨を追記いたし

15 被験者の銅の摂取量について、1mg 銅/人/日と 3 mg 銅/人/日の 2 群に分けて実施。

16 銅の摂取量の異なる 2 群について、それぞれ、亜鉛について、食事由来の 3mg 亜鉛/人/日を 90 日間摂取させた後、10 日間の平衡期間を設け、グルコン酸亜鉛 50mg/人/日を追加した 53mg 亜鉛/人/日を 90 日間摂取。

ました。“equilibration period”について「平衡期間」と記載しましたが、よろしいでしょうか。

祖父江専門委員、森田専門委員

本報告は、有意差はついていないものの、赤血球 SOD の減少傾向はあるものと考えます。

1  
2 (f) 介入研究 (第一版で審議済み) (Milne ら (2001))

3 閉経後の女性 (21 例)<sup>(15)</sup>にグルコン酸亜鉛 (亜鉛として 3 (対照群)、  
4 53 mg/人/日)<sup>(16)</sup>を 90 日間摂取させる試験が実施されている。その結  
5 果、赤血球 SOD の減少傾向が認められ、全血グルタチオン濃度及び  
6 赤血球グルタチオンパーオキシダーゼ活性が低下したとしている。(参  
7 照 8 4) 【第一版 26】

8  
9 前述の SCF (2003) は、本試験を含めた複数の知見から NOAEL  
10 を 50 mg/人/日とし、亜鉛の UL を評価している。(参照 2 1) 【第一  
11 版 31】

12 EPA (2005) は、本試験における LOAEL を 0.81 mg/kg 体重/日と  
13 し、その他の知見も踏まえ亜鉛の RfD を評価している。(参照 2 4)  
14 【13】

祖父江専門委員、森田専門委員

本報告では、食事中の低濃度 Cu 群、高濃度 Cu 群それぞれについて、  
亜鉛投与群と非投与群を比較すると、亜鉛投与群で赤血球 SOD の減少  
傾向が認められています。

15  
16 (g) 介入研究 (Hininger-Favier ら (2006))

17 成人 (55~70 歳 188 例、70~85 歳 199 例) にグルコン酸亜鉛 (亜  
18 鉛として 0、15、30 mg/人/日) を 6 か月間摂取させる二重盲検試験が  
19 実施されている。(参照 8 5) 【追加 17】

20  
21 本専門調査会としては、本試験において投与群で認められる変化は  
22 血清亜鉛濃度と尿中亜鉛濃度の増加のみで、赤血球 SOD について有  
23 意な変化は認められるものの、増加か減少かの判断が出来ないと考え  
24 た。よって、本試験から NOAEL の判断を行なうことは適切でない  
25 と考えた。

26  
事務局より (第132回と同内容です。) :

祖父江専門委員：

Abstract だけを見ると、30 mg/人/日で毒性が認められ、15 mg/人/日が NOAEL と考えられます。

しかし、本文では、対照群と比べて投与群で確認できる変化は血清亜鉛濃度と尿中亜鉛濃度の増加のみです。赤血球 SOD について、有意な変化はあるようですが、増加か減少かわからず、詳細が不明です。

以上より、この報告から NOAEL を判断することは出来ないと考えました。

森田専門委員：

祖父江先生の指摘のとおり、赤血球 SOD の変化について、統計処理 (ANOVA) では有意差が認められていますが、投与量によって数値が上下しており、悪影響かどうかははっきりしません。よって、これをもって NOAEL を判断することは出来ないと考えます。

「日本人の食事摂取基準 (2015 年版) 策定検討会」報告書で引用されている上述 (p36) の Black ら (1988) の報告についても、Hininger-Favier ら (2006) の報告と同様に数値の上下変動があります。しかし、Black ら (1988) の報告は、傾向として量反応関係が見られており、悪影響が認められていることが、この 2 つの報告の違いと考えます。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19

### c. 小児、乳児への影響

#### (a) 症例報告 (第一版で審議済み) (Botash ら (1992))

13 歳の女性にグルコン酸亜鉛 (亜鉛として 120 mg/ヒト/日、6 ヶ月後からは 180 mg/ヒト/日) を 7 ヶ月間摂取させる試験が実施されている。その結果、骨髓検査で環状鉄芽球がみられ、銅の欠乏が示唆されたとしている。(参照 7 7) 【第一版 19】

前述の IOM (2001) は、小児、青年期における亜鉛の有害事象の報告は本知見のみとしている。(参照 1 9) 【第一版 30】

#### (b) 症例報告 (第一版で審議済み) (Matthew ら (1998))

7 歳の男性がグルコン酸亜鉛含有の錠剤 80~85 錠 (亜鉛として約 570 mg) を衝動的に経口摂取した時の症状及び経過について報告されている。その結果、摂取直後、激しいおう吐症状が発現したが、吐血、胸部痛、下痢等の症状はなかったとされている。(参照 8 6) 【第一版 20】

### d. 妊婦、授乳婦への影響

亜鉛の妊婦、授乳婦への影響に係る知見は認められなかった。前述の

1 IOM (2001) は、妊婦、授乳婦については、非妊婦、非授乳婦と同じ  
2 UL を適用するとしている。(参照 19) 【第一版 30】

3  
4 ③ その他の亜鉛 (化学形が不明なものを含む)

5 a. 成人に関する知見

6 (a) 症例報告 (Prasad ら (1978))

7 鎌状赤血球症治療のために亜鉛 (150 mg/人/日) を 2 年間摂取した  
8 26 歳の男性症例において、低炭酸ガス血症、小赤血球症、好中球減少  
9 症が認められたとされている。(参照 87) 【64】

10  
11 (b) 介入研究 (第一版で審議済み) (Bonham ら (2003a, b))

12 成人男性 (19 例) に亜鉛グリシンキレート (亜鉛として 30 mg/人/  
13 日) を 14 週間摂取させる試験が実施されている。その結果、銅の指  
14 標、リポタンパク代謝及び恒常性、免疫能の指標に有害影響は認めら  
15 れなかったとしている。(参照 88、89) 【第一版 23、24】

16  
17 前述の CRN (2004) は、本試験における NOAEL を 30 mg/人/日  
18 として亜鉛の ULS (サプリメントとしての UL) を評価している。な  
19 お、通常食に含まれる亜鉛量 (10 mg/人/日) も考慮すれば 40 mg/人/  
20 日となるとしている。(参照 20) 【14】

21 前述の SCF (2003) は、本試験を含めた複数の知見から NOAEL  
22 を 50 mg/人/日とし、亜鉛の UL を評価している。(参照 21) 【第一  
23 版 31】

24  
25 (c) 追跡コホート研究 (Leitzmann ら (2003))

26 米国の男性 46,974 例について 14 年間の追跡コホート研究が実施さ  
27 れている。その結果、調査対象のうち約 25% が亜鉛のサプリメントを  
28 摂取しており、2,901 例に前立腺がんの発生があり、434 例が進行性  
29 であったとされている。前立腺がんの相対危険度は、100mg 超群では  
30 2.29 (95%CI=1.06~4.95)、10 年以上長期にわたって摂取した者では  
31 2.37 (95%CI=1.42~3.95) とされている。Leitzmann ら亜鉛摂取と  
32 前立腺がん発生とを関連付ける特定の作用機序は不明で、亜鉛の過剰  
33 摂取と前立腺がん発生についてはさらなる調査が必要であるとしてい  
34 る。(参照 90) 【追加 16】

35  
36 本専門調査会としては、亜鉛摂取以外の要因による影響を完全には  
37 排除できないこと、摂取量についての正確さが劣ることから、本試験  
38 に基づき亜鉛摂取と前立腺がん発生とを関連付けることはできないと

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27

考えた。

祖父江専門委員（第 132 回と同内容です。）：

確かに、前立腺がんが統計的有意差をもって増加していますが、こうした観察研究は、単一の研究で結論が出るわけではなく、Zn Supplement 摂取に関連する他の要因の影響を完全には排除できないため、複数の研究で確認する必要があると考えます。

また、本人への質問票による摂取量の把握の場合、摂取量についての正確さが劣るので、用量の絶対値を決めるためのデータとしては、やや弱い点があります。

森田専門委員（第 132 回と同内容です。）：

この知見から、因果関係を結論付けることはできないと考えます。

#### b. 乳児に関する知見

##### (a) 介入研究 (Walravens & Hambidge (1976) (IOM (2001) で引用))

正常な乳児 (68 例) に硫酸亜鉛 (亜鉛として 1.8、5.8 mg/L) を含む有するミルクを 6 か月間摂取させる試験が実施されている。その結果、検査が実施された 42 例について、血中亜鉛、銅、コレステロール濃度その他の悪影響は認められなかったとされている。

前述の IOM (2001) は、乳児のミルク摂取量 (0.78 L/日) を考慮し、本試験における NOAEL を 4.5 mg/人/日とし、この値を基に、亜鉛の乳児・小児 (0 か月~18 歳) における UL を設定している。(参照 19、91) 【第一版 30、追加 19】

本専門調査会としては、試験期間中の被験者の脱落が多く認められ、その理由等の詳細が明らかでないこと、ミルクの組成が不明であることから、本試験から NOAEL の判断を行なうことは適切でないと考えた。

#### ④ 参考資料

以降の知見については、点鼻薬の投与によるものであることから、グルコン酸亜鉛のヒトにおける知見を検討する資料には適当ではないが、参考資料として記載する。

アメリカ食品医薬品局 (FDA) (2009) によれば、1999 年にグルコン酸亜鉛を有効成分とする鼻炎用点鼻薬に販売されて以来、130 件以上の嗅覚

1 消失の報告が届けられたとされている。FDA はそれらの報告を受け、グル  
2 コン酸亜鉛を有効成分とする鼻炎用点鼻薬の投与を中止する旨の警告を行  
3 なっている。

4 なお、FDA は、亜鉛の経口投与については、この警告には含まないとし、  
5 食事からの亜鉛の摂取について有効性を強調している。(参照 9 2)【追加  
6 URL】

## 8 ⑤ ヒトにおける知見のまとめ

9 ヒトにおける知見については、グルコン酸亜鉛以外の亜鉛化合物による  
10 報告もあるが、本専門調査会としては、体内動態において他の亜鉛化合物  
11 より吸収率が高いと判断したグルコン酸亜鉛による試験成績を用いて評  
12 価することとした。

事務局より：

ヒトの知見のまとめについて、グルコン酸亜鉛の知見を基に評価すると  
の方針を冒頭に記載いたしました。

13  
14 グルコン酸亜鉛の経口摂取に関するヒトにおける知見を確認した結果、  
15 Fischer ら (1984)、Samman & Roberts (1988)、Yadrick ら (1989)、  
16 Davis ら (2000) 及び Milne ら (2001) ら複数の報告において、共通し  
17 て血液学的検査値の変化 (赤血球 SOD の減少) が認められたことから、  
18 本専門調査会としては、赤血球 SOD の減少をエンドポイントとして用い  
19 ることが適切であると判断した。なお、Black ら (1988) で認められた  
20 HDL コレステロールの減少については、複数の報告に共通する所見では  
21 ないことから、エンドポイントとして用いないこととした。

22 本専門調査会としては、Davis ら (2000) 及び Milne ら (2001) の報  
23 告は、食事中的銅の量をコントロールした試験方法であり 3mg 銅/日の摂  
24 取は日本人の摂取量より高いこと、対照群の亜鉛の量が 3mg 亜鉛/日と日  
25 本人の摂取量より少ない量であること、閉経後の女性を対象とした報告で  
26 あるが亜鉛の排泄経路として月経血があるため成人に外挿できないこと  
27 から、これらの知見については、エンドポイントの判断に用いる知見とし  
28 ては重要であるものの、LOAEL の判断に用いることは適当でないと考え  
29 た。

30 赤血球 SOD の減少をエンドポイントとする Fischer ら (1984)、  
31 Samman & Roberts (1988) 及び Yadrick ら (1989) の知見のうち、Fischer  
32 ら (1984) 及び Yadrick ら (1989) の知見において、約 50 mg/人/日の摂  
33 取で血液学的検査値の変化 (赤血球 SOD の減少等) が認められたため、  
34 この 2 つの知見をもとに LOAEL の判断を行うこととした。

1 Fischer ら (1984) の知見については、前述の EPA (2005) において、  
2 試験が実施された地域における食事由来の亜鉛摂取量を 15.92mg/人/日と  
3 し、これらの値を合計した 65.92 mg/人/日(男性の体重を 70kg として 0.94  
4 mg/kg 体重/日)を、食事由来、添加物由来を合わせた亜鉛の LOAEL と判  
5 断されている。本専門調査会としては、EPA (2005) の判断を是認するこ  
6 とが適当と考えた。

7  
8 Yadrick ら (1989) の知見については、また、上述 (p8) のとおり、厚  
9 生労働省 (2014) 我が国及び IOM/FNB (2001) における耐容上限量の評  
10 価において、各試験が実施された地域における食事由来の亜鉛摂取量の  
11 平均値を 10 mg/人/日としされている。

12 本専門調査会としては、これらの値を合計した 60 mg/人/日 (米国・カ  
13 ナダ人女性の体重を 61kg として 0.98 mg/kg 体重/日)を、食事由来、添  
14 加物由来を合わせた亜鉛の LOAEL と判断されている。また、

15 本専門調査会としては、厚生労働省 (2014) 及び IOM/FNB (2001) の  
16 判断を是認することが適当と考えた。

17  
18 以上より、Fischer ら (1984) 又は Yadrick ら (1989) の知見から得ら  
19 れた LOAEL (kg 体重に換算した値) は、それぞれ 0.94 mg/kg 体重/日又  
20 は 0.98 mg/kg 体重/日であり、あまり差がなかった。本専門調査会として  
21 は、ヒトにおける知見の LOAEL としては、kg 体重に換算した値が低い  
22 65.92 mg/人/日 (0.94 mg/kg 体重/日) と判断した。

祖父江専門委員、森田専門委員：

●エンドポイントについては、Fischer ら (1984)、Samman & Roberts (1988)、Yadrick ら (1989)、Davis ら (2000) 及び Milne ら (2001) から 5 つの報告において、共通して認められた赤血球 SOD の減少が適切と考えます。

Black ら (1988) で認められた HDL コレステロールの減少については、複数の報告に共通する所見ではないことから、エンドポイントとして用いないことが適切と考えます。

●赤血球 SOD の減少が認められた 5 報のうち、Davis ら (2000) 及び Milne ら (2001) の報告は、食事の銅の量をコントロールした試験方法であり 3mg 銅/日の摂取は日本人の摂取量より高いこと、対照群の亜鉛の量が 3mg 亜鉛/日と日本人の摂取量より少ない量であること、閉経後の女性を対象とした報告であるが亜鉛の排泄経路として月経血があることから成人に外挿できないことから、これらの知見については、エンドポイントの判断には

重要であるものの、LOAEL の判断に用いることは適当でないと考えます。

●残る 3 報のうち、Samman & Roberts (1988) は 150mg /人/日の摂取の報告であることから、50 mg/人/日の摂取で赤血球 SOD の減少が認められた Fischer ら (1984) 及び Yadrack ら (1989) の 2 報をもとに LOAEL の判断を行うことが適切と考えます。

●Fischer ら (1984) の知見は男性の知見であり、EPA (2005) が LOAEL を算出しています。EPA で用いられた食事由来の亜鉛摂取量の値 (15.92 mg 亜鉛/人/日) は、total diet study に基づくものでありますが、NHANES (1988-1994) (文献 67 p638) に記載の摂取量ともほぼ同等の値です。また、EPA は男性の体重として 70kg としていますが、これは 2005 年の NHANES の値を参照しています。したがって、いずれも適切な値が参照されており、EPA の LOAEL 65.92 mg 亜鉛/人/日 (男性の体重を 70kg とし 0.94 mg/kg 体重/日) の判断を是認することが適当と考えます。

●Yadrack ら (1989) の知見は女性の知見であり、厚生労働省 (2014) 及び IOM/FNB (2001) における耐容上限量の評価においては、各試験が実施された地域における食事由来の亜鉛摂取量の平均値を 10 mg/人/日とし、これらの値を合計した 60 mg/人/日を、食事由来、添加物由来を合わせた亜鉛の LOAEL と判断されています。この値は適切なものと考えますので厚生労働省 (2014) 及び IOM/FNB (2001) の判断を是認することが適当と考えます。

●ヒトの知見のまとめには、Fischer ら (1984) 又は Yadrack ら (1989) による 2 種類の知見から得られた LOAEL について、kg 体重に換算した値は大差ないと考えます。ヒトの知見の LOAEL については、このうち、kg 体重に換算した値が低い 65.92 mg/人/日 (0.94 mg/kg 体重/日) と判断しました。

~~亜鉛グリシンキレート 30 mg/人/日の摂取で有害影響が認められなかったとの報告もあるが、体内動態において吸収率が良好と判断したグルコン酸亜鉛による試験成績ではないことから、本報告は評価に用いないこととした。~~

事務局より：

ヒトの知見のまとめについて、グルコン酸亜鉛の知見を基に評価するとの方針を冒頭に記載いたしましたので、この記載は削除いたしました。

1  
2  
3  
4  
5

6

1           なお、我が国における耐容上限量の評価と同様、乳児、小児、妊婦、授乳  
2           婦については、十分な情報が認められないと考えた。

### 4 III. 一日摂取量の推計等

5           規格基準改正要請者によれば、添加物「グルコン酸亜鉛」は、今般の使用基準  
6           改正（以下「本改正」という。）により総合栄養食品（病院食の代替）に使用され  
7           ることが想定されるため、本改正は、一般のヒトにおける亜鉛の摂取量に変更を  
8           及ぼすものではなく、病院食の代替として総合栄養食品から亜鉛を摂取するヒト  
9           においてのみ摂取量の変更が生じうるものと考えた。

10  
11           本項では、一般のヒトにおける亜鉛の一日摂取量とともに、病院食の代替とし  
12           て摂取される総合栄養食品に由来する亜鉛の一日摂取量についてそれぞれまとめ  
13           た<sup>17)</sup>。

#### 15 1. 一般のヒトの亜鉛の一日摂取量

16           「平成 24 年国民健康・栄養調査の結果」によれば、食事から摂取される亜  
17           鉛の一日摂取量の平均値は、8.0 mg/人/日であるとされている。（参照 9 3）【追  
18           加】

19  
20           「平成 17 年度マーケットバスケット方式による栄養強化剤、乳化剤の摂取  
21           量調査の結果について」によれば、マーケットバスケット方式による摂取量調  
22           査の結果、栄養強化剤としての亜鉛（添加物「グルコン酸亜鉛」及び添加物「硫  
23           酸亜鉛」に由来するもの）の推定一日摂取量は、2005 年度で 2.7 mg/人/日であ  
24           ったとされている。（参照 9 4）【22】

25  
26           NITE（2008）は、大気からの亜鉛の摂取量について、2002 年度の大阪府の  
27           調査による大気中の亜鉛濃度の 95 パーセンタイル値（0.16  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）及び成人  
28           の空気吸入量（20  $\text{m}^3/\text{人}/\text{日}$ ）に基づき、3.2  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ としている。

29           飲料水からの亜鉛の摂取量について、2003 年度の日本水道協会による浄水中  
30           の調査による浄水中の濃度の 95 パーセンタイル値（50  $\mu\text{g}/\text{L}$ ）及び成人の飲料  
31           水摂取量（2 L/人/日）に基づき、100  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ としている。

32           食品からの亜鉛の摂取量について、「平成 14 年国民健康・栄養調査の結果」  
33           による 18～19 歳の男性の摂取量の 95 パーセンタイル値（16.3 mg/人/日）と  
34           している。

35           以上より、NITE（2008）はヒト成人の亜鉛の一日摂取量を大気中、飲料水

---

<sup>17</sup> 2004 年 5 月の食品安全委員会の食品健康影響評価においては、亜鉛の一日摂取量について、栄養機能食品  
であって液剤、カプセル、顆粒、錠剤及び粉末の形態をした食品を摂取するヒトを対象に、当時の食事中の  
亜鉛量（8.5 mg/人/日）、グルコン酸亜鉛の最大使用量（15 mg/人/日）を加えて 24 mg/人/日程度としている。

1 中、食事中からの亜鉛の一日摂取量を合計し、16.4 mg/人/日、0.33 mg/kg 体  
2 重/日としている。(参照 2 3) 【6】

## 4 2. 病院食の代替として摂取される総合栄養食品に由来する亜鉛の一日摂取量

5 中村ら (2001) の報告によれば、病院食からの熱摂取量は 2,000 kcal とされ  
6 ており (参照 9 5) 【21】、総合栄養食品における亜鉛の使用量の標準範囲は  
7 100 kcal 当たり 0.35~1.5 mg とされている (参照 9 6) 【19】ことから、添  
8 加物「グルコン酸亜鉛」の使用基準改正により、病院食の代替として総合栄養  
9 食品から亜鉛を摂取するヒトにおける亜鉛の一日摂取量は、最大で 2,000 (kcal/  
10 人/日)  $\times 1.5/100$  (mg-/kcal) = 30 mg/人/日となると考えられる。

11  
12 以上より、本専門調査会としては、添加物「グルコン酸亜鉛」の使用基準改正  
13 に係る亜鉛の推計一日摂取量は、病院食の代替として総合栄養食品から亜鉛を摂  
14 取するヒトにおいて最大で 30 mg/人/日 (0.54 mg/kg 体重/日<sup>18</sup>) となると判断し  
15 た。

(132 回と同様です)

事務局より：

今回の評価依頼は、グルコン酸亜鉛の「病院食の代替となる総合栄養食品」への使用拡大についてなされたものです。

申請者より、使用拡大の対象以外 (一般のヒト) に対する亜鉛の摂取量推計についても関連資料が提出されたため、評価書案に記載いたしました。

しかし、今回の評価依頼により摂取量に変更される集団は、一般のヒトではなく、病院食の代替となる総合栄養食品を摂取する集団のみになりますので、摂取量については、「最大で 30 mg/人/日」という案とさせていただいております。

人当たりの摂取量 (30 mg/人/日) から kg 体重当たりの摂取量 (0.54 mg/kg 体重/日) を算出するにあたっては、食品健康影響評価に用いる平均体重の変更に  
ついて」(平成 26 年 3 月 31 日食品安全委員会決定) に基づき、国民の平均体重 55.1 kg として計算しております。

森田専門委員：

総合栄養食品 (2008 年に策定) の標準範囲は、食事摂取基準から決めており、当時の食事摂取基準(2005)の亜鉛の上限量が 30mg であったことから、30mg とれる値を逆算して標準範囲としていると考えられます。

<sup>18</sup> 国民の平均体重を 55.1 kg として計算している。

なお、総合栄養食品の上限値の設定について、以下のとおり考えます。

当時は上限値についての理解が浸透しておらず、ここまで取っていいというように解釈されていた節があり、標準範囲の上限値を使って計算した推定摂取量は、本質的に食事摂取基準の上限量の摂取となってしまいます。しかしながら現在、上限量は「取ることを推奨される量ではなく、習慣的な摂取量としては、この値を超えないように」と説明されており、ある程度の期間その食事をとり続ける可能性がある総合栄養食品（濃厚流動食）に対して、上限値となる量を標準範囲としてしまったこと、またその標準範囲を満たすために亜鉛の添加が必要だと考えられていること、など根本的な問題があると思われます。

食事摂取基準の耐容上限値の値は現在少し変更されていますが、一部の論文の読み違いや、計算方法の変更によるもので、根拠論文は変わっていません。

## VI. 食品健康影響評価

本専門調査会としては、添加物「グルコン酸亜鉛」については、亜鉛としての摂取を評価することが適当であり、亜鉛が生物学的に必須な栄養成分であることに留意する必要があると考えた。

体内動態における知見を検討した結果、グルコン酸亜鉛は、弱酸塩であることから、pHが低い胃液中においてはグルコン酸亜鉛として存在するが、pHの高い腸液においてグルコン酸と亜鉛に解離し、体内に取り込まれると考えられた。

また、各亜鉛化合物の平均吸収率は49.9%～61.3%であると報告されているが、グルコン酸塩又はクエン酸塩として摂取すると、消化管内における食物成分と亜鉛との結合が抑制される結果、これら亜鉛化合物の吸収率は60%程度と49.9%の酸化亜鉛と比べて高値を示すものと考えた。

本専門調査会としては、添加物「グルコン酸亜鉛」には生体にとって特段問題となるような遺伝毒性はないと判断した。

本専門調査会としては、体内動態における検討の結果を踏まえ、亜鉛としての摂取を評価するにあたっては、亜鉛化合物のうち「グルコン酸亜鉛」の知見をもとに評価することが適当と考えた。

本専門調査会としては、グルコン酸亜鉛について急性毒性、反復投与毒性、生殖発生毒性、ヒトにおける知見の試験成績を検討した結果、ヒト介入研究において亜鉛として65.92 mg/人/日（0.94 mg/kg 体重/日）で認められた赤血球SODの減少を摂取に起因する変化と考え、亜鉛として65.92 mg/人/日（0.94 mg/kg 体重/日）をグルコン酸亜鉛の毒性に係るLOAELと考えた。また、発がん性について

1 判断できる知見は認められなかった。

2  
3 本専門調査会としては、認められた毒性所見及び我が国において総合栄養食品  
4 への使用が認められた場合の添加物「グルコン酸亜鉛」の推定一日摂取量（亜鉛  
5 として 30 mg/人/日）を勘案すると、添加物「グルコン酸亜鉛」の ADI を特定す  
6 ることが必要と判断した。本専門調査会としては、ヒト介入研究の LOAEL 65.92  
7 mg/人/日（0.94 mg/kg 体重/日）を ADI の根拠とし、安全係数については、亜鉛  
8 が生物学的に必須な栄養成分であることに留意し、「日本人の食事摂取基準（2015  
9 年）策定検討会」報告書及び IOM において耐容上限量を設定する際に用いられ  
10 た不確実性因子の 1.5 と同様の値を用いることが適当と判断した。以上より、本  
11 専門調査会は、0.94 mg/kg 体重/日を安全係数 1.5 で除した 0.63 mg/kg 体重/日（亜  
12 鉛として）を添加物「グルコン酸亜鉛」の ADI とした。

13	<u>ADI</u>	<u>0.63 mg/kg 体重/日</u>
14	<u>(ADI 設定根拠)</u>	<u>ヒト介入研究</u>
15	<u>(投与経路)</u>	<u>経口投与</u>
16	<u>(LOAEL 設定根拠所見)</u>	<u>赤血球 SOD の減少</u>
17	<u>(LOAEL)</u>	<u>0.94 mg/kg 体重/日</u>
18	<u>(安全係数)</u>	<u>1.5</u>

19  
20  
21  
22 ~~亜鉛については、2014 年に報告された「日本人の食事摂取基準（2015 年）策~~  
23 ~~定検討会」報告書において、LOAEL 60 mg/人/日を基に、耐容上限量（0.66 mg/kg~~  
24 ~~体重/日（35～45 mg/人/日、年齢、性別によって異なる））が設定されている。~~  
25 ~~本専門調査会としては、耐容上限量の根拠となったヒトにおける知見及びグルコ~~  
26 ~~ン酸亜鉛等の遺伝毒性、急性毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性等の~~  
27 ~~試験成績を確認し、この耐容上限量を妥当と判断した。~~

28  
29 ~~以上を踏まえ、本専門調査会としては、添加物「グルコン酸亜鉛」の一日摂取~~  
30 ~~量は、亜鉛として、耐容上限量（0.66 mg/kg 体重/日）の範囲内とする必要があ~~  
31 ~~ると評価した。~~

32  
33 なお、亜鉛の耐容上限量 ADI は 18 歳以上の成人を対象としたものである。亜  
34 鉛は生物学的に必須な栄養成分ではあるが、小児、乳児、妊婦、授乳婦が過剰に  
35 亜鉛を摂取することがないように、適切な注意喚起が行なわれるべきである。

36  
37  
森田専門委員：

「日本人の食事摂取基準（2015 年）策定検討会」報告書及び IOM で用いられた不確実性因子の 1.5 については、必要量等を勘案した値であり、妥当な数値と考えます。本専門調査会として LOAEL から ADI を算出するにあたっては、同様の数値を用いることが妥当と考えます。また、この耐容上限量は「成人を対象としたもの」とされています。

11 歳以下の小児については、「日本人の食事摂取基準」によれば、亜鉛の排泄経路（亜鉛は特に成人の場合は精液、月経血への排泄経路があるため）を別に考える必要があるため成人の値が使えないとされています。この判断は妥当と考えます。

また、12 歳から 18 歳未満については、亜鉛が成長に必要な因子であり、成人よりも必要量が高い時期があります。よって、耐容上限量についても、成人の体重当たりの上限値を小児の体重で換算して当てはめるのは適切でなく、この判断は妥当と考えます。

1 <別紙 1 : 略称>

略称	名称等
CHO	チャイニーズ・ハムスター卵巣由来培養細胞
CRN	米国 Council for Responsible Nutrition
EPA	Environmental Protection Agency : 米国環境保護庁
EU	European Union : 欧州連合
FASEB	Federation of American Societies for Experimental Biology : 米国生物実験科学連合
FDA	アメリカ食品医薬品局
FNB	Food and Nutrition Board : 食品栄養委員会
GRAS	Generally Recodnized As Safe : 一般的に安全とみなされる
IOM	Institute of Medicine : 米国医学研究所
JECFA	Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
NITE	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
RfD	参照用量
SCF	Scientific Committee for Food : 欧州食品科学委員会
SOD	スーパーオキシドジスムターゼ
SLC30(ZnT) SLC39(ZIP)	亜鉛トランスポーター
UL	Tolerable Upper Intake Level : 耐容上限摂取量

2  
3  
4

## 1 <参照>

- 1 厚生労働省, 「グルコン酸亜鉛」の規格基準の改正に関する食品健康影響評価について, 第512回食品安全委員会(平成26年4月22日)【委員会資料】
- 2 日本流動食協会, グルコン酸亜鉛の使用基準拡大に係る要請資料, 2014年4月【本体】
- 3 American Chemical Society, SciFinder 検索結果, CAS Registry Number: 4468-02-4, C<sub>12</sub> H<sub>22</sub> O<sub>14</sub> Zn, Zinc, bis(D-gluconato-kO<sub>1</sub>,kO<sub>2</sub>)-, (T-4)- 2014. 【追加22】
- 4 食品, 添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)【5】
- 5 厚生労働省, 日本人の食事摂取基準(2010年版), 平成21年5月; 227-30, 269【18】
- 6 Maret W: Zinc biochemistry: From a single Zinc enzyme to a key element of life. *Adv Nutr* 2013; 4:82-91【追加20】
- 7 Haase H, Overbeck S, Rink L: Zinc supplementation for the treatment or prevention of disease: Current status and future perspectives. *Exp Gerontol* 2008; 43: 394-408【追加1】
- 8 Plum LM, Rink L, Haase H: The essential toxin: Impact on human health. *Int J. Environ Res Public Health* 2010; 7: 1342-65【追加2】
- 9 厚生労働省, 「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書. II 各論 1-7 ミネラル(2) 微量ミネラル②亜鉛(Zn). 平成26年3月; 296-9, 324-5, 336【60】
- 10 仲本典正, 平山佳伸, 松田勉, 山本芳子: 亜鉛塩類及び銅塩類について亜鉛塩類等11品目の指定、規格基準の設定等について. *食品衛生研究* 1983; 33: 8313-51【第一版1】【1】
- 11 Food and Drug Administration, 21CFR Ch.I (4-1-97 Edition) HHS. § 182, 1997【第一版2】
- 12 Commission of the European Economic Communities: Council Directive of 21 December 1988 on the Approximation of the Laws of the Member States Concerning Food Additives Authorized for Use in Foodstuffs Intended for Human Consumption. 21 Dec 1988【第一版3】
- 13 Commission of the European Economic Communities: on Infant Formulae and Follow-on Formulae, 14 May 1991.【第一版4】

- 
- 1<sup>4</sup> 食品安全委員会, 添加物 グルコン酸亜鉛の使用基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果, 平成 16 年 5 月 【2】
- 1<sup>5</sup> Zinc. In WHO (ed.), Technical Report Series No.683 26th Report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 19-28 April 1982, WHO, Geneva, 1982; pp. 32-3, 320-39 【第一版 5】
- 1<sup>6</sup> Zinc. In WHO (ed.), Food Additives Series 17, Toxicological evaluation of certain veterinary drug residues in food, prepared by the 26th meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA), Rome, 19-28 April 1982, WHO, Geneva, 1982. 【第一版 6】
- 1<sup>7</sup> World Health Organization: 51st Meeting for Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva June 1998: 9-18 【第一版 7】
- 1<sup>8</sup> LSRO/FASEB Prepared for FDA: Evaluation of the Health Aspects of Sodium, Potassium, Magnesium and Zinc Gluconates as Food Ingredients, 1978 【11】
- 1<sup>9</sup> IOM Food and Nutrition Board (FNB): A Report of the panel on micronutrients, subcommittees on upper reference levels of nutrients and of interpretation and use of dietary reference intakes, and the standing committee on the scientific evaluation of dietary reference intakes, Institute of Medicine, Washington D.C. 2001; 12 【第一版 30】
- 2<sup>0</sup> Council for Responsible Nutrition(CRN): Vitamin and Mineral Safety 2<sup>nd</sup> Edition, 2004 【14】
- 2<sup>1</sup> European Commission: Opinion of the Scientific Committee on Food on the Tolerable Upper Intake Level of Zinc, Health and Consumer Production Directorate-General, 19 March 2003 【第一版 31】
- 2<sup>2</sup> Zinc, In WHO(ed.), Environmental Health Criteria 221. World Health Organization Geneva, 2001 【8】
- 2<sup>3</sup> 独立行政法人 製品評価技術基盤機構, 化学物質の初期リスク評価書 Ver. 1.0 No.131 亜鉛の水溶性化合物 Zinc compounds (water-soluble), 2008 年 9 月 【6】
- 2<sup>4</sup> US EPA(Environmental Protection Agency), Toxicological Review of Zinc and Compounds(CAS No. 7440-66-6) In Support of Summary Information on the Integrated Risk Information Systems(IRIS), July 2005. 【13】
- 2<sup>5</sup> US EPA(Environmental Protection Agency), Integrated Risk Information Systems(IRIS). Zinc and Compounds(CASRN7440-66-6), Last updated on 2012 年 8 月 9 日 【追加 3】

- 
- <sup>2 6</sup> Dreno B, Stalder JF, Pecquet C, Boiteau HL, Barri`ere H: Variations in cutaneous zinc concentrations after oral administration of zinc gluconate. *Acta Derm Venereol* 1984; 64: 341-4 【第一版 8】
- <sup>2 7</sup> N`eve J, Hanocq M, Peretz A, Khalil FA, Pelen F: Absorption and metabolism of oral zinc gluconate in humans in fasting state, during, after a meal. *Biol Trace Elem Res* 1992; 32: 201-12 【第一版 9】
- <sup>2 8</sup> Yasuno T, Okamoto H, Nagai M, Kimura S, Yamamoto T, Nagano K et al.: The disposition and intestinal absorption of zinc in rats. *Eur J Pharm Sci* 2011; 44: 410-5 【追加 4】
- <sup>2 9</sup> Jeong J, Eide DJ: TheSLC39 family of zinc transporters. *Mol Aspects Med* 2013; 34: 612-9 【追加 5】
- <sup>3 0</sup> Cousins RJ: Gastrointestinal factors influencing zinc absorption and homeostasis. *Int J Vitam Nutr Res* 2010; 80(0): 243-8 【追加 6】
- <sup>3 1</sup> Couzy F, Keen C, Gershwin ME, Mareschi JP: Nutritional implications of the interactions between minerals. *Progress in Food and Nutrition Science* 1993; 17: 65-87 【第一版 10】
- <sup>3 2</sup> O'Dell BL: Mineral interactions relevant to nutrient requirements, upper limits of nutrients in infant formulas. *J Nutr* 1989; 119: 1832-8 (Symposium), November 7-8, 1988, Iowa, IA, USA. 【第一版 11】
- <sup>3 3</sup> Petering HG: Some observations on the interaction of zinc, copper, and iron metabolism in lead and cadmium toxicity. *Environmental Health Perspectives* 1978; 25: 141-5 【第一版 12】
- <sup>3 4</sup> Chowdhury BA, Chandra RK: Biological and health implications of toxic heavy metal and essential trace element interactions, *Progr Food Nutr Sci* 1987; 11: 57-113 【第一版 13】
- <sup>3 5</sup> Flodin NW: Micronutrient supplements: Toxicity and drug interactions. *Prog Food Nutr Sci* 1990; 14: 277-331 【第一版 14】
- <sup>3 6</sup> Lowe NM, Fekete K, Decsi T: Methods of assessment of zinc status in humans: a systematic review. *Am J Clin Med* 2009; 89: 2040-51 【追加 14】
- <sup>3 7</sup> Mutagenic Evaluation of Compound. FDA 75-67 Zinc Gluconate. 1977 【12】
- <sup>3 8</sup> Sharif R, Thomas P, Zalewski P, Fenech M: Zinc deficiency or excess within the physiological range increases genome instability and cytotoxicity, respectively, in human oral keratinocyte cells. *Genes Nutr* 2012; 7: 139-54

---

【追加 21】

- <sup>39</sup> Banu BS, Devi KD, Mahboob M and Jamil K: In vivo genotoxic effect of zinc sulfate in mouse peripheral blood leukocytes using Comet assay. *Drug Chem Toxicol* 2001; 24: 63-73 【59】
- <sup>40</sup> Seifried HE, Sifried RM, Clarke JJ, Junghans TB, San RHC: A complication of two decades of mutagenicity test results with the Ames Salmonella typhimurium and L5178Y mouse lymphoma cell mutation assays. *Chem Res Toxicol* 2006; 19: 627-44 【追加 7】
- <sup>41</sup> Wong PK: Mutagenicity of Heavy metals. *Bull Environ Contam Toxicol* 1988;40: 597-603 【43】
- <sup>42</sup> Gocke E, King MT, Eckhardt K, Wild D: Mutagenicity of cosmetics ingredients licensed by the European communities. *Mutat Res* 1981; 90: 91-109 【40】
- <sup>43</sup> Marzin DR, Phi HV: Study of the mutagenicity of metal derivatives with *Salmonella typhimurium* TA102. *Mutat Res* 1985; 155: 49-51 【41】
- <sup>44</sup> Thompson ED, McDermott JA, Zerkle TB, Skare JA, Evans BLB, Cody DB: Genotoxicity of zinc in 4 short-term mutagenicity assays. *Mutat Res* 1989; 223: 267-72 【42】
- ~~<sup>45</sup> Rossman TG, Molina M, Meyer LW: The genetic toxicology of metal compounds: I. induction of  $\lambda$  prophage in *E coli* WP2s( $\lambda$ ). *Environ Mutagen* 1984; 6: 59-69 【44】~~
- ~~<sup>46</sup> Singh I: Induction of reverse mutation and mitotic geneconversion by somemetal compounds in *saccharomyces cerevisiae*. *Mutat Res* 1983; 117: 149-52 【46】~~
- ~~<sup>47</sup> Siebert D, Zimmermann FK, Lemperle E: Genetic effectsof gungieides. *Mutat Res* 1970; 10: 533-43 【45】~~
- <sup>48</sup> Amacher DE, Paillet SC: Induction of trifluorothymidine-resistant mutants by metal ions in L5178Y/TK<sup>+/+</sup> Cells. *Mutat Res* 1980; 78:279-88 【47】
- <sup>49</sup> Samanta K, and Pal B: Zinc feeding and fertility of male rats, *Int J Vitam Nutr Res* 1986; 56: 105-7 【49】
- <sup>50</sup> Deknudt PG: Etude des effetsclastofeniques du zinc chez les mammiferes. *C R Soc Biol* 1982; 176: 563-7 【48】
- <sup>51</sup> Thompson ED McDermott JA, Zerkle TB, Skare JA, Evans BLB, Cody DB:

- 
- Genotoxicity of zinc in 4 short-term mutagenicity assays. *Mutat Res* 1989; 233: 267-72 【42】
- <sup>5 2</sup> 鈴木博：歯科臨床で使用されている薬物の発癌性と遺伝毒性の検討。歯学 1987 ; 74(6) : 1385-403 【52】
- <sup>5 3</sup> Santra M, Das SK, Talukder G, Sharma A: Induction of micronuclei by zinc in human leukocytes. *Biol Trace Elem Res* 2002; 88: 139-4 【50】
- <sup>5 4</sup> Kumar S: Effect of zinc supplementation on rats during pregnancy. *Nutr Rep Int* 1976; 13: 33-6 【57】
- <sup>5 5</sup> Gocke E, King MT, Eckhardt K, Wild D: Mutagenicity of cosmetics ingredients licensed by the European Communities. *Mutat Res* 1981; 90: 91-109 【40】
- <sup>5 6</sup> Piao F, Yokoyama K, Ma N, Yamauchi T: Subacute toxic effects of zinc on various tissues and organs of rats. *Toxicol Lett* 2003; 145: 28-35 【追加 8】
- <sup>5 7</sup> Maita K, Hirano M, Mitsumori K, Takahashi K, Shirasu Y: Subacute toxicity studies with zinc sulfate in mice and rats. *J pesticide sci* 1981; 6: 327-36 【第一版 16】
- <sup>5 8</sup> Hagen EC, Radomski JL, Nelson AA: Blood and bone marrow effects of feeding zinc sulfate to rats and dogs. *J Am Pharm Assoc (Scient Ed)* 1953; 42: 700-2 【第一版 15】
- <sup>5 9</sup> Llobet JM, Domingo JL, Colomina MT, Mayayo E and Corbella J: Subchronic oral toxicity of zinc in rats. *Bull. Environ. Contam. Toxicol.* 1988; 41, 36-43 【追加 24】
- <sup>6 0</sup> Halme VE: Uberdiecancerogene Wirkung von zinkhaltigem trinkwasser: Vitalstoffe 1961; 6: 59-66 【34】
- <sup>6 1</sup> Walters M and Roe FJC: A study of the effects of zinc and tin administered orally to mice over a prolonged period. *Food Cosmet Toxicol* 1965; 3: 271-6 【35】
- <sup>6 2</sup> Ko YH, Woo YJ, Kim JW, Choi H, Kang H, Jeong et al.: *Asian J Androl* 2010;12: 164-70 【追加 10】
- <sup>6 3</sup> Khan AT, Graham TC, Ogden L, Salwa SA, Thompson SJ, Shireen KF et al.: A two-generational reproductive toxicity study of zinc in rats. *J Environ Sci Health B* 2007; 42: 403-15 【追加 12】
- ~~<sup>6 4</sup> Khan AT, Graham TC, Ogden L, Salwa SA, Thompson SJ, Shireen KF et al.:~~

~~A two-generational reproductive toxicity study of zinc in rats. J Environ Sci Health B 2007; 42: 403-15 【追加 12】~~

6 5 Johnson FO, Gilbreath ET, Ogden L, Graham TC, Gorham S: Reproductive and developmental toxicities of zinc supplemented rats. Reprod Toxicol 2011; 31: 134-43 【追加 13】

~~6 6 Johnson FO, Gilbreath ET, Ogden L, Graham TC, Gorham S: Reproductive and developmental toxicities of zinc supplemented rats. Reprod Toxicol 2011; 31: 134-43 【追加 13】~~

6 8 Khan AT, Atkinson A, Graham TC: Effects of low levels of zinc on reproductive performance of rats. Environ Sci 2001; 8: 367-81 【25】

6 9 Samanta K, Pal B: Zinc feeding and fertility of male rats. Internat J Vit Nutr Res 1986; 56: 105-7 【26】

7 0 Pal N, Pal B: Zinc feeding and Conception in the rats. Internat J Vit Nutr Res 1987; 57: 437-40 【27】

7 1 Kumar S: Effect of zinc supplementation on rats during pregnancy. Nutr Rep Internal 1976; 13(1): 33-36 【28】

7 2 Campbell JK, Mills CF: The toxicity of zinc to pregnant sheep. Environ Res 1979; 20: 1-13 【29】

7 3 Schlicker SA, Cox DH: Maternal dietary zinc, and development and zinc, iron, and copper content of the rat fetus. J Nutr 1968; 95: 287-94 【30】

7 4 Ketcheson MR, Barron GP, Cox DH: Relationship of maternal dietary zinc during gestation and lactation to development and zinc, iron, and copper content of the prenatal rat. J Nutr 1998; 98: 303-11 【31】

7 5 和田攻: 必須微量元素の毒性. 月間フードケミカル 1995; 11: 48-54【第一版 17】

7 6 和田攻, 柳沢裕之. 微量元素, 特に亜鉛の有用性と安全性. 医療ジャーナル 1997; 33: 3004-12 【第一版 18】

7 7 Botash AS, Nasca J, Dubowy R, Weinbeger L, Oliphant M: Zinc-induced copper deficiency in an infant. Am J Dis Childr 1992; 146: 709-11【第一版 19】

7 8 Fischer PWF, Giroux A, L'Abbe MR: Effect of zinc supplementation on copper status in adult man. Am J Clin Nutr 1984; 40: 743-6 【第一版 22】

7 9 Black MR, Medeiros DM, Brunett E, Welke R: Zinc supplements and serum

- 
- lipids in young adult white males. *Am J Clin Nutr* 1988; 47: 970-5 【66】
- <sup>8 0</sup> Samman S, Roberts DCK: The effect of zinc supplements on lipoproteins and copper status. *Atherosclerosis* 1988; 70: 247-52 【追加 15】
- <sup>8 1</sup> Yadrick MK, Kenney MA, Winterfeldt EA: Iron, copper, and zinc status: Response to supplementation with zinc or zinc and iron in adult females. *Am J Clin Nutr* 1989; 49: 145-50 【第一版 21】
- <sup>8 2</sup> Fosmire G: Zinc toxicity. *Am J Clin Nutr* 1990; 51: 225-7 【65】
- <sup>8 3</sup> Davis CD, Milne DB, Nielsen FH: Changes in dietary zinc and copper affect zinc-status indicators of postmenopausal women, notably, extracellular superoxide dismutase and amyloid precursor proteins. *Am J Clin Nutr* 2000; 71: 781-8 【第一版 25】
- <sup>8 4</sup> Milne DB, Davis CD, Nielsen FH: Low dietary zinc alters indices of copper function and status in postmenopausal women. *Nutrition* 2001; 17: 701-8 【第一版 26】
- <sup>8 5</sup> Hininger-Favier I, Andriollo-Sanchez M, Arnaud J, Meunier N, Bord S, Graham C et al.: Age- and sex-dependent effects of long-term zinc supplementation on essential trace element status and lipid metabolism in European subjects: the Zenith study. *Br J Nutr* 2006; 97: 569-78 【追加 17】
- <sup>8 6</sup> Matthew RL, Lada K: Zinc gluconate: Acute ingestion. *Clin Toxicol* 1998; 36: 99-101 【第一版 20】
- <sup>8 7</sup> Prasad AS, Brewer GJ, Schoomaker EB, Rabbani P: Hypocupremia induced by zinc therapy in adults. *JAMA* 1978; 24: 2166-8 【64】
- <sup>8 8</sup> Bonham M, O'Connor JM, McAnena LB, Walsh PM, Downes CS, Hannigan BM, Strain JJ: Zinc supplementation has no effect on lipoprotein metabolism, hemostasis and putative indices of copper status in healthy men. *Biol Trace Elem Res* 2003; 93: 75-86 【第一版 23】
- <sup>8 9</sup> Bonham M, O'Connor JM, Alexander HD, Coulter J, Walsh PM, McAnena LB, et al.: Zinc supplementation has no effect on circulating levels of peripheral blood leucocytes and lymphocyte subsets in healthy adult men. *Br J Nutr* 2003; 89: 695-703 【第一版 24】
- <sup>9 0</sup> Leitzmann MF, Stampfer MJ, Wu K, Colditz GA, Willett WC, Giovannucci EL: Zinc supplement use and risk of prostate cancer. *J Natl Cancer Inst* 2003; 95(13): 1004-7 【追加 16】
- <sup>9 1</sup> Walravens PA and Hambidge KM: Growth of infants fed a zinc supplemented

---

formula. Am J Clin Nutr 1976; 29: 1114-21 【追加 19】

- <sup>9 2</sup> U.S. Food and Drug Administration, Public Health Advisory: Loss of Sense of Smell with Intranasal Cold Remedies Containing Zinc, 2006, June, 16 【追加 URL  
<http://www.fda.gov/Drugs/DrugSafety/PostmarketDrugSafetyInformationforPatientsandProviders/DrugSafetyInformationforHeathcareProfessionals/PublicHealthAdvisories/ucm166059.htm>  
<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm166931.htm>】
- <sup>9 3</sup> 厚生労働省, 平成 24 年国民健康・栄養調査の結果:平成 25 年 12 月  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou/h24-houkoku.html> 【追加 23】
- <sup>9 4</sup> 厚生労働省, 平成 17 年度マーケットバスケット方式による栄養強化剤、乳化剤の摂取量調査の結果について, 平成 17 年 【22】
- <sup>9 5</sup> 中村丁次, 戸田和正, 足立香代子, 本田佳子, 宮下実, 川島由起子: 病院食における微量ミネラル含有量の検討, 栄養—評価と治療 2001; 18(4):511-5 【21】
- <sup>9 6</sup> 消費者庁食品表示課長, 特別用途食品の表示許可等について, 消食表第 277 号 14-6, 平成 23 年 6 月 23 日 【19】